

平成24年度雇用保険二事業の目標管理に係る評価体系

24'評価類型(A:重点的に評価の対象とする事業、B:複数年度単位での評価を実施する事業、C:プロジェクト単位評価事業)

事業類型(①雇用創出型、②雇用維持型、③就職支援型、④能力開発型、⑤環境整備型)

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
I 職業安定局関係											
1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化											
1	就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による再就職支援プログラムの実施	③就職支援型	求職者等に対し、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)を配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、早期再就職に向けて担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。	A	4,026,576	3,844,616		①就職率73%以上 ②就職支援プログラム開始件数 11万9千件以上	①就職率75%以上 ②就職支援プログラム開始件数 14万8千件以上	本事業は、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)による計画的な支援により、再就職の促進を目的としていることから、支援対象者の就職率を目標として設定した。目標値については、平成23年度実績(見込み)を考慮し、就職率75%以上とした。	直轄
2	求人情報等提供機能強化推進費	③就職支援型	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を行うことにより、早期の再就職等労働者の雇用の安定を図るもの。	C	51,408	62,015		・利用者に調査を実施し、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募した割合 35%以上 ・しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数 100万件以上 ・参加機関数 12,000機関以上	・利用者に調査を実施し、しごと情報ネットを通じて求人情報に応募した割合 35%以上 ・しごと情報ネットへの1日平均アクセス件数 100万件以上 ・参加機関数 12,000機関以上 ・「人材サービス総合サイト」のホームページへの年度内アクセス件数50万件以上	平成22年度はしごと情報ネットへのアクセス件数の目標は達成したものの、求人情報に応募した利用者の割合及び参加機関数が目標未達成となっており、24年度は昨年度と同じ目標とすることとした。また、本年度より統合した人材サービス総合サイトについて、より多くの派遣労働者・求職者等が優良な事業者を選択することの一助とするため、実績を踏まえ、実際に利用があった件数を目標として設定した。	直轄(一部民間団体等)
3	失業給付受給者等就職援助対策費	③就職支援型	失業給付受給者等の早期再就職を促進するため、各種の支援措置を行う。 ・就職支援セミナーの集中的実施 ・求職者のストレスチェック及びメール相談の実施	A	806,750	685,319		①雇用保険受給資格者の早期再就職割合24%以上 ②就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90%	①雇用保険受給者の早期再就職割合26.5%以上 ②就職支援セミナー受講者のうち、「参考になった」と回答した者の割合90%	本事業は、失業給付受給者の早期再就職の促進を目的としていることから、雇用保険受給資格者のうち所定給付日数の3分の2に相当する基本手当の支給を受け終わる前に早期に就職した者の割合を目標として設定した。目標値については、平成23年度実績(見込み)、雇用失業情勢等を踏まえ、26.5%以上とした。	直轄(一部民間団体等)
4	人材銀行運営費	③就職支援型	40歳以上の管理職、専門・技術職に特化して職業相談・紹介等を行う専門窓口として人材銀行を設置し、専門的知識・技術を有する者の再就職の促進と、中小企業等産業界が必要とする経営管理者、技術者等の充足を図る。	C	576,447	185,420		人材銀行の新規求職者のうち就職した者の割合 15%以上	人材銀行の新規求職者のうち就職した者の割合 20%以上	本事業は、管理職・技術職の求職者の再就職を目的としていることから、人材銀行の新規求職者のうち就職した者の割合を目標として設定した。24年度は、6所を廃止し、予算を前年比▲3.9億円(▲68%)に削減した上で、残る6所の業務の効率化を図る。目標値は、これらの状況及び23年度実績の見込みを踏まえ、前年度比5ポイント引き上げた。	直轄
5	ハローワークプラザ運営費	③就職支援型	ハローワークが混雑している中で、求職者が適切な環境の中で幅広い求人情報等に簡易かつ効率的に接することができるハローワークプラザをハローワーク庁舎外に設置し、職業相談・職業紹介等を行うことにより、求職者の求職活動の円滑化を図る。	C	1,987,305	2,236,335		就職率29%以上	就職率31%以上	本事業は、求人と求職のマッチングの促進を図るものであるため、引き続き就職率を目標として設定する。なお、就職率の目標値は、平成23年度見込み及び雇用失業情勢を踏まえ、31%とする。 ※ 平成22年度の厚生労働省内事業仕分けを踏まえ、パートバンクについて、平成23年度末までに、①実績が低調な施設は、地域の地方自治体と調整の上、廃止するとともに、②パート希望者以外の一般求職者の利用が相当数見込まれる施設については、ハローワークプラザに再編整理した。	直轄
6	マザーズハローワーク事業推進費	③就職支援型	子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたマザーズハローワーク及びマザーズコーナーを設置し、子どもづれでも来所しやすい環境を整備するとともに、個々の求職者の希望やニーズに応じた担当者制による一貫したきめ細かな就職支援を実施する。	A	2,212,046	2,291,768		①担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率85%以上 ②担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数4万8千人以上	①担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率86%以上 ②担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数5万2千人以上	本事業は、子育てをしながら就職を希望する女性等の就職促進を目的としており、特に早期に再就職を希望する女性等を重点支援対象者として支援していることから、担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率を目標として設定した。目標値については、平成23年度実績(見込み)及び新たな拠点の設置等を踏まえ、86%以上とした。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
7	職業紹介事業指導援助事業	⑤環境整備型	職業紹介、職業相談等のサービスについて官民相まった適切な労働力需給調整機能の強化が図られるような環境の整備が重要であり、国として、民間の職業紹介事業者に対し、全国斉一的な指導監督を行うとともに、トラブル防止や苦情への対処等に係る事業主自らの積極的な取組を援助し、民間の労働力需給調整機能を適正かつ円滑に運営させることにより、求職者の雇用機会の確保、雇用の安定を実現する。	C	66,614	64,853		職業安定法第5条の3(労働条件の明示)同法第32条の15(帳簿の備え付け)及び第32条の3(手数料)に係る23年度の違反率を前年度(平成22年度)より1ポイント以上減少させる。	平成24年度における有料及び無料職業紹介事業者の有効期間満了後の更新割合を2/3以上とする。	本事業における指導・援助業務においては、アドバイザーが各職業紹介事業者を個別訪問し、それぞれの事業運営等に関する指導・アドバイスを行っているものであるから、職業紹介事業が安定かつ適正に行われているかどうかを示す指標である更新率を一定以上とすることを目標とする。	直轄(一部民間団体等)
8	非正規労働者総合支援事業推進費	③就職支援型	非正規労働者総合支援センター及びコーナーを設置し、派遣・有期雇用で離職した非正規労働者等を対象として、担当者制によるきめ細かな就職支援と、専門家による心の健康相談、住居・生活相談等を一体的に実施し、再就職及び生活の安定を支援する。	A	3,118,702	2,996,129		①担当者制により就職支援を受けた対象者の就職率 62%以上 ②担当者制による支援対象者数 21,000人	①担当者制による就職支援を受けた者の就職率 65%以上 ②担当者制による支援対象者数 22,000人以上 ③アンケート調査による利用者の満足度 70%以上	本事業は、職業能力形成機会に恵まれず、通常の支援では就職が困難な者に対して、担当者制による計画的な支援を行うこととしている。 このため、目標の指標は、担当者制による就職支援を受けた者の就職率及び支援対象者数とした。その目標値は、23年度実績の見込み及び雇用失業情勢の見通しを踏まえ、就職率で前年比3ポイント引き上げた。 また、求職者ニーズの実態を把握するため、本年度から、利用者満足度を目標に設定した。その目標値は、支援対象者の要件・傾向及びハローワーク関連業務目標(利用者満足度)を踏まえ設定した。	直轄
9	労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保事業費	⑤環境整備型	労働者派遣法の改正により事業規制の対象となる派遣元事業主に対する説明会及び適正な事業運営に係る相談支援、派遣労働者及び派遣先等に対する労働契約申込みみなし制度等の雇用の安定に係る説明会及び相談支援について体制を整備する。		811,882	784,941		派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合 80%以上	派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等から個別の相談を受けた際などに、期間を区切った形で利用者の理解度についてアンケートを行い、「理解が深まった」と回答した割合 90%以上	本事業の効果について、客観的に把握する観点から、制度の利用者側である派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等のユーザーの評価(理解の深化)を目標として設定する。また、目標値については、過去の実績等を踏まえ、90%以上とする。	直轄
10	労働者派遣等労働力需給調整システム実態把握事業費	⑤環境整備型	労働者派遣法改正法において、「製造業派遣・登録型派遣の在り方」が検討事項とされていることに関し、その影響等について、調査を行う。具体的には以下の3つの調査を予定している。 ① 製造業務派遣と登録型派遣の運営に係る事業転換等意向調査(派遣元・派遣先・派遣労働者それぞれに、今後どういった事業展開・就業形態等を希望するか調査) ② 労働者派遣事業と請負事業の労働条件等実態調査(派遣と請負に関する賃金等の労働条件の違いを把握するため、製造業務派遣を行っている企業等を対象に調査) ③ 派遣労働者の雇用の安定等実態調査(登録型派遣の在り方について検討する際の資料とするため、登録型派遣を中心として雇用の安定や労働者のニーズについて調査)		52,883	78,940		調査票の回収率 全体で平均40%以上	・調査票の回収率 全体で平均40%以上 ・調査結果を24年度内に取りまとめる。	調査が正確かつ幅広く実態を反映されたものとなるよう、できる限りさまざまな状況に置かれた派遣労働者・派遣元事業主・派遣先のニーズを把握するため、回収率は可能な限り高い方が望ましい。回収率の向上のため、調査票の記入に際し、対象者が困惑することをできる限り少なくするよう、わかりやすい記載要領を示すとともに、相談を受ける場合には迅速な対応ができる体制及びFAQ等を整備する。	直轄(一部民間団体等)
11	キャリア交流事業費	③就職支援型	キャリア交流プラザを設置し、中高年ホワイトカラー求職者や壮年技術者等を対象として、集中的にセミナー・ガイダンス、経験交流、キャリア・コンサルティングなどを実施し、再就職の促進を図る。		199,968	121,201	B	キャリア交流プラザの支援対象者のうち、就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)及び自営を開始した者の割合 55%以上	キャリア交流プラザの支援対象者のうち、就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)及び自営を開始した者の割合 55%以上	本事業は、支援対象者の安定的な再就職を目的としていることから、支援対象者のうち、就職した者(雇用保険一般被保険者資格を取得した者)及び自営を開始した者の割合を目標として設定した。 目標値は、22～24年度までの3年間、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、市場化テストを実施することとされているため、複数年度目標として、23年度の目標を継続する。	民間団体等
12	求人確保・求人者指導援助推進費	①雇用創出型 ③就職支援型	ハローワーク等に求人開拓推進員を配置し、事業所訪問等により求人開拓を行い、求人の量的確保や求職者のニーズに適合する求人を確保する。また、求人充足を図るための相談・助言を通じて、求人・求職のマッチングを推進する。		4,804,194	4,661,926		①求人開拓推進員1人当たりの開拓求人数 735人以上 ②求人開拓推進員1人当たりの開拓求人の充足数 180人以上	①求人開拓推進員1人当たりの開拓求人数 800人以上 ②求人開拓推進員1人当たりの開拓求人の充足数 210人以上	本事業は、求職者の就職に資する求人の量的確保及び求職者に適合する求人の確保を目的としていることから、求人開拓推進員による開拓求人数及び開拓求人の充足数を目標として設定した。 目標値は、23年度実績の見込み及び雇用失業情勢の見通しを踏まえ設定した。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
13	職業訓練情報等提供によるキャリア・コンサルティング、就職支援実施費	③就職支援型 ④能力開発型	緊急人材育成支援事業による職業訓練や今後の創設が検討されている求職者支援制度による職業訓練等へあつせんするため、就職支援ナビゲーター(職業訓練・求職者支援分)を配置し、求職者に対する職業訓練関連情報の的確な提供、能力・適性を踏まえたキャリア・コンサルティング等を実施するとともに、新たに訓練受講希望者に対するジョブ・カード交付及び訓練修了後の就職の実現に向けた担当者制によるマンツーマンの就職支援等を実施する。	D	11,052,938	10,627,579	A	①職業訓練の受講あつせん件数150,000件以上 ②緊急人材育成支援事業による職業訓練の受講者数12万人	①公共職業訓練の受講あつせん件数148,000件以上 ②求職者支援訓練の訓練修了3ヶ月後の就職率 基礎コース60%以上 実践コース70%以上 ③アンケート調査による利用者の満足度 70%	本事業の実施により、求職者が円滑に能力・適性に合った職業訓練の受講を促進することとなるため、公共職業安定所における職業訓練のあつせん件数及び求職者支援訓練修了後の就職率を目標として設定した。 また、訓練受講希望者のうち、訓練の受講申込みに当たって、ハローワークの職業相談がどの程度有効であったかを調査項目として設定することとした。 目標値については、平成23年度実績や平成24年度の訓練実施計画数等を踏まえ設定した。	直轄
14 (新規)	震災被災者就職対策費	①雇用創出型 ③就職支援型 ④能力開発型	離職者が居住する場所においてハローワークの就職支援ナビゲーターが出張相談を行う。また、職業訓練の受講を希望する被災者等に対してキャリア・コンサルティングを実施し、適切な訓練に誘導するとともに特にきめ細かな支援が必要な者に対し、担当者制による支援を実施する。併せて、被災地域を中心に被災者を積極的に雇い入れる求人や緊急雇用創出事業を活用した事業に係る求人等の積極的な確保を図る。		1,409,804	1,085,408			①仮設住宅等への出張相談件数13,500件 ②被災三県(岩手、宮城、福島)の就職率(常用) 30%以上	本事業は、離職者が居住する場所における就職支援ナビゲーターの出張相談を目的としていることから、仮設住宅等への出張相談件数を目標として設定した。また、本事業は被災三県の就職支援を目的としていることから、被災三県の就職率を目標として設定した。目標値については、平成23年度実績や平成24年度の訓練実施計画数等を踏まえ設定した。	直轄
2 雇用機会の創出・雇用の安定					1,152,053,276	247,411,925					
(1) 中小企業における雇用機会の創出等					5,693,672	4,409,759					
15	人材確保等支援助成金	①雇用創出型 ⑤環境整備型	中小企業労働力確保法に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、新成長戦略において重点強化の対象となっている健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する人材(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に中小企業基盤人材確保助成金を支給する。また、健康・環境分野等に該当する事業を営む者のみを構成員とする事業協同組合等がその構成員たる中小企業者の労働力の確保及び職場定着を支援するため、雇用管理改善事業を行った場合に、当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を最大3年間助成する中小企業人材確保推進事業助成金を支給する。	X. B	3,288,072	1,702,490		①基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差 2.3人以上 ②本助成金の支給を受けた事業主に対し、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上	①基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金(中小企業基盤人材確保助成金)の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差 2.4人以上 ②本助成金の支給を受けた事業主に対し、アンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上 ③本助成金(中小企業人材確保推進事業助成金)の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における求人充足率の平均 35%以上 ④本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における労働者の自己都合による離職率の平均 9.5%以下	①本助成金を活用して基盤人材を雇い入れることにより、経営基盤が強化され、その波及効果として雇用が増加していることを確認するため、基盤人材1人目の雇入日から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数と、本助成金の支給を受けていない事業所における新分野進出等から2年経過後の1事業所当たりの雇用増加数の差を目標とする。 【※平成22年度の雇用保険基本手当の1人あたりの平均支給額が約58万円であったことから、この実績を踏まえ、本助成金の支給単価140万円/58万円=2.4人以上とする。】 ②旧独立行政法人雇用・能力開発機構の中期目標においては、同機構が行う雇用管理改善に関する相談・援助等の事業目標は「80%以上の者から役立った旨の評価が得られること」とされているところ、助成金業務を労働局に移管した後においても、アンケート調査で高い目標を設定することにより、事業主の雇用管理の改善を図っていくことが必要である。このため、24年度においても、引き続き、アンケート調査において役立った旨の評価が得られた割合が80%以上となることを目標とする。 本助成金の活用により、構成中小企業者の雇用管理の改善が図られ、人材の確保が促進されていることを確認するため、本助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者における本事業終了時の常用労働者に関する求人充足率の平均がハローワークにおける求人充足率を一定程度上回ること及び常用労働者の離職率の平均が他の事業所における自己都合による離職率の平均以下となることを目標とする。 ③ハローワークにおける求人充足率の23年度上半期実績は29.1% ④平成22年雇用動向調査における企業規模別自己都合離職率の平均は9.9%	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
16	受給資格者創業支援助成金	①雇用創出型	失業者の自立を支援するため、失業者(雇用保険の受給資格者)自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の1/3(上限150万円)を助成する。また、雇用する労働者が2名以上の場合は上乗せ分として50万円を助成する。	A	2,405,600	2,707,269		①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均 2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	①支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均 2人以上 ②支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合 95%以上	本助成金によって支援された失業者の自立がその場限りのものとなっていないか、新たな雇用機会の創出が図られたかを評価するために目標を設定したもの。 ①雇用している労働者数の平均は、直近の平成23年度調査時では2.0人であり、本年度も同水準を維持するため、2人以上を目標とする。 ②事業を継続している割合は、直近の平成23年度調査時では97.81%であった。95%以上の事業所が事業を継続していれば、本助成金により大部分の事業所が事業を継続できたことと判断できることから、95%以上を目標とする。	直轄
(2) 地域における雇用機会の創出等						20,024,296	26,338,256				
17	通年雇用奨励金	①雇用創出型 ②雇用維持型 ④能力開発型	積雪寒冷地において季節的業務に就く者(季節労働者)を通年雇用した事業主に対して、当該労働者に支払った賃金等について助成。	B	5,464,094	5,212,239		本奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者(季節労働者)数の減少率が、当該事業所の存在する地域内の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数の増加率が、地域全体の増加率を上回ること。	本奨励金の支給を受けた事業所の特例被保険者(季節労働者)数の減少率が、当該事業所の存在する地域内の特例被保険者数の減少率を上回り、かつ、支給を受けた事業所の一般被保険者数の増加率が、地域全体の増加率を上回ること。	本奨励金の支給によって季節労働者の通年雇用化が促進されているかどうかを評価するためには、本奨励金の支給を受けた事業所において地域内の他の事業所よりも特例被保険者数の減少傾向が強まるとともに、特例被保険者の一般被保険者への移行が見られることが必要であるため。	直轄
18	ふるさとハローワーク推進事業	③就職支援型	市町村の要望のに基づき、国と市町村とが連携し設置する市町村の庁舎等を活用した市町村連携型ふるさとハローワークにおいて、求人検索端末による求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を行う。	X	2,069,941	879,142		相談員1人当たり就職件数 160件以上	相談員1人当たり就職件数 175件以上	ふるさとハローワークについては、①ハローワークの統廃合や再編の代替措置として設置していること ②設置後5年を経過した時点で、実績が低い地域は廃止を含めた見直しを行うことから、目標の設定に当たっては、全国のハローワークの正規職員1人当たりの就職件数(181件)を参考とし、概ねこれと同水準の目標を設定する。 ※ハローワークの相談員1人当たりの就職件数の平均を集計していないため、正規職員と比較する。	直轄
19	地域雇用開発助成金	①雇用創出型	地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、雇用開発に取り組む事業主を支援するため、助成する。	B. A. A	6,207,771	12,947,761	A	・本奨励金の支給を受けた事業所の35歳未満の一般被保険者数の増加率が、県内全体の35歳未満の一般被保険者数の増加率を上回ること。 ②沖縄若年者雇用促進奨励金に係る雇用創出(完了届を提出)した事業所が雇用を維持している(1回目の支給を受ける)割合が70%以上であること。 ③地域求職者雇用奨励金の支給を受けた事業所の常用労働者数の増加率が、地域内の全雇用保険適用事業所の常用労働者数の増加率を上回ること。 ④地域求職者雇用奨励金の支給を受けた事業所が雇用創出(1回目の支給申請)から1年経過後に常用労働者数を維持している割合が70%以上であること。 ・計画受理件数 1,000件	①沖縄若年者雇用奨励金の支給の活用による雇用創出効果を適切に評価するためには、本奨励金の支給を受けた事業所において、県内の他の事業所を上回る若年者の雇用の増加が見られることが必要であるため。 ②沖縄若年者雇用奨励金の活用による雇用創出効果を適切に評価するためには、奨励金の利用に伴い創出された雇用が維持されていることが必要であることから、過去の傾向等を踏まえ、左記目標とした。 ③地域求職者雇用奨励金の活用による雇用創出効果を適切に評価するためには、奨励金の利用に伴い利用事業所において創出された雇用が定着し、当該地域の他の事業所を上回る雇用の増加が見られることが必要であるため。 ④地域求職者雇用奨励金の活用による雇用創出効果を適切に評価するためには、奨励金の利用に伴い創出された雇用が維持されていることが必要であることから、過去の傾向を踏まえ左記目標とした。 ⑤地域再生中小企業創業助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に、雇用している労働者数の平均が3人以上であること。 ⑥地域再生中小企業創業助成金の支給を受けた事業主が、法人等の設立から1年経過後に事業を継続している割合が80%以上であること。	地域再生中小企業創業助成金により起業する事業主を支援し、雇用の創出及び雇用の安定を図ることを目的としていることから左記目標を設定した。 ⑤本助成金の実績を踏まえて目標を設定(22年度(12月末)実績で1事業所あたり約3.29人を常用雇用)。 ⑥事業継続割合については、中小企業白書(2006年)によると、事業を開始して1年後の生存率は72.8%となっているが、本助成金の趣旨を踏まえた目標設定とした。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
20	季節労働者通年雇用促進等事業	③就職支援型 ⑤環境整備型	国で基本的なメニューを提示した上で、地域が自らの創意工夫で季節労働者の通年雇用化を図る取組を支援するものであり、通年雇用化を図る事業(通年雇用促進事業)に係る計画を策定した地域の関係者から構成される協議会に対して、国が通年雇用化を図る事業の実施を委託するほか、公共職業安定所に専門の相談員(就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分))を配置し、対象者の希望条件等に添った個別求人開拓等を行う等のきめ細やかな就職支援を担当者制により一貫して行う。	A	1,124,972	1,124,560		・通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 ・就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率が30%以上になること。	・通年雇用促進支援事業により達成された季節労働者の通年雇用化数が、各協議会の計画に成果目標として掲げられた値の合計値の8割以上になること。 ・就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率が33%以上になること。	通年雇用化数については、通年雇用促進支援事業全体でみて、事業の成果目標として掲げられた値の8割以上を達成することを目標とする。 また、就職支援ナビゲーター(季節労働者支援分)による常用就職率については、北海道、青森という雇用情勢の厳しい地域を対象としていることから、公共職業安定所における求職者の就職率(平成22年度28.0%)および、直近の実績(平成22年度38.7%)を踏まえ、その中間値(33%)を目標として設定した。	民間団体、直轄
21	実践型地域雇用創造事業	①雇用創出型 ③就職支援型	雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託。(平成23年度末まで「地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)」として実施)	A	5,138,908	6,156,149	B	・事業を利用した求職者の就職件数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業実施地域の合計)の9割以上を上回ること。【目標管理期間:平成23年度～平成25年度】 ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 80%以上	・事業を利用した求職者の就職件数(全事業実施地域の合計)が、事業開始時に設定された目標数(全事業実施地域の合計)を上回ること。【目標管理期間:平成23年度～平成25年度】 ・事業利用者に対してアンケート調査を実施し、役立った旨の評価が得られた割合 90%以上	事業開始時に、各事業実施地域ごとに事業を利用した求職者の就職件数の目標数が設定されており、3年間の事業実施後、事業実施地域全体でみて、事業開始時に設定された目標数を上回ることを目標とする。 また、20年度～22年度の事業利用者に対するアンケート調査結果(役立った旨の評価が得られた割合 92.6%)を踏まえ、目標値を90%以上に引き上げた。	民間団体等
22	沖縄早期離職者定着支援事業	⑤環境整備型	県内の若年者の職場定着を図るため、企業経営者等の雇用する側に対して若年者の職場定着のための取り組みの重要性とその効果を伝えていくとともに、その代表的な手法となるメンター(新入社員などの教育や仕事の悩みの相談・精神的なサポートをするための専任者)制度導入のための実践的な講習等を実施。	A	18,610	18,405		本事業に参加してメンター制度等を導入した企業数が、計画していた目標を上回ること。	本事業に参加してメンター制度等を導入した企業数が、計画していた目標を上回ること。	委託先である民間団体ごとに、メンター制度等を導入する企業の目標数が計画されており、事業全体でみて、計画された目標数を上回ることを目標とする。	民間団体等
(3)雇用の維持・安定					1,113,781,614	203,345,859					
23	雇用調整助成金	②雇用維持型	景気の変動、産業構造の変化、その他経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業等の実施計画の届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施した場合に休業手当等に相当する額の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	B	97,751,129	25,217,599	AB	①平成23年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率85%以上	①平成24年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率90%以上	①対象被保険者を半年後においても利用事業所にて雇用維持させることで、労働者の失業の予防が図られたと評価できることから雇用の維持を目標に設定した。 この目標数値については、過去の調査で助成金を利用した対象被保険者のうち解雇されなかった者の割合が88.5%だったこと及び平成22年度の目標値に対して雇用維持率93.3%であったこと、平成23年度の目標値に対して雇用維持率93.8%であったことを踏まえて設定した。	直轄
24	中小企業緊急雇用安定助成金	②雇用維持型	同上(本助成金は、雇用調整助成金を中小企業向けに助成率の拡充等を行ったもの)	B	1,016,030,485	178,128,260	AB	②利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合 80%以上	②利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合 90%以上	②雇用維持対策のための支援措置である本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定する。目標値については、平成23年度の実績(92.9%)を踏まえ設定した。	
(4)円滑な労働移動の促進					2,348,598	2,232,038					
25	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)	③就職支援型	再就職援助計画等の対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を与え、当該休暇日に通常支払われる賃金の額以上の額を支払うとともに、その再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託し、当該被保険者の離職日の翌日から起算して原則2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に対して、当該委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3、1人当たり40万円を限度)の額を支給する。	X	354,024	264,052		再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合40%以上	再就職支援給付金の対象となった者のうち1か月以内で再就職を果たした者の割合40%以上	平成22年度雇用動向調査によると調査対象の約4割が1か月以内に再就職をしていることから、本助成金の目標を4割以上として設定する。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理 区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
26	産業雇用安定センター補助金	③就職支援型	労働力が過剰となっている企業や不足している企業等を対象に、人材の受け入れ、送り出し情報の収集・提供を行い、出向・移籍のあっせんを行う。また、出向・移籍が円滑に進むよう、企業の人事担当者等に出向・移籍の手続等に係る相談、援助を行うとともに、対象者に対して、カウンセリングやアドバイス等を行う。	A	1,994,574	1,967,986		・出向・移籍の成立率45%以上 ・企業訪問件数 8万件以上	・出向・移籍の成立率49%以上 ・企業訪問件数 8万件以上	平成23年度の成立率は60.6%と高い実績になったが、これは東日本大震災やタイ洪水等による影響から復旧に係る生産体制を整えるため、自動車関連の出向受入成立が増加したことによるもので、平成24年度においては、当該自動車関連の受入が一巡し、生産体制は平準化することが想定される。 また、平成23年11月以降は円高の影響や家電業界の事業再編等による送件数の増加の懸念がある。 このような状況の中、平成24年度は成立件数が減少し送出情報が増加することが想定されることから、過去5年間の実績を平均として算出した上で「出向・移籍の成立率49%以上」とした。 また、企業訪問件数は、出向等支援協力員の人員はほぼ変わらないため、前年度同水準とした。	(財)産業雇用安定センター
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						10,205,096	11,086,013				
27	人材確保等支援助成金(建設雇用改善助成金)	④能力開発型 ⑤環境整備型	建設労働者の雇用の改善等を図るため、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づき、建設事業主から徴収した雇用保険料の1/1,000を財源として建設雇用改善助成金を措置し、建設事業主等における建設労働者の教育訓練や雇用管理改善の取組を支援。	C. A	4,381,403	4,746,524		①事業主等(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80%以上。 ②本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 90%以上。 ①建設雇用改善推進助成金を利用した建設事業主及び事業主団体から、本助成措置があったことにより雇用管理の課題の解決に役立った雇用管理改善を実施したと評価を受ける割合 90%以上 ②建設雇用改善推進助成金を利用した事業主から、本助成金の活用による研修の実施により、建設労働者の雇用管理に関し必要な知識の習得が図られた旨の評価を受ける割合 90%以上	①建設教育訓練助成金利用者から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80%以上。 ②建設雇用改善推進助成金を利用した建設事業主及び事業主団体から、本助成措置があったことにより雇用管理の課題の解決に役立った雇用管理改善を実施したと評価を受ける割合 90%以上 ③事業主等(助成金利用者)から、本助成金の活用により建設労働者の技能の向上又は雇用管理改善が図られた旨の評価を受ける割合 90%以上	①、② 本事業により、建設労働者の技能の向上の推進又は雇用管理改善の措置が促されたかを把握するため。 ③ 建設労働者の技能の向上の推進又は雇用管理改善の措置を支援するものである本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標とする。	労働局
28	建設労働者雇用安定支援事業	⑤環境整備型	建設労働者の雇用の改善等を図るため、雇用管理責任者を対象とした雇用管理研修及び建設事業主等に対する雇用改善に係る相談会等を実施。 また、有識者からの意見を踏まえ、建設事業主及び建設労働者を対象とした調査を実施や分析を行う。	C	88,722	85,554		①相談会雇用管理研修等に参加した建設事業主等のうち、当該研修、相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等具体的な措置を講ずることとした事業主等の割合 80%以上 ②相談終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上	①相談会や雇用管理研修等に参加した建設事業主等のうち、当該研修、相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等具体的な措置を講ずることとした事業主等の割合 80%以上 ②相談終了時のアンケート調査で「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上	①本事業により労働者の雇用の安定等が向上したことを客観的に把握する観点から、本事業の対象となった事業主等が具体的な措置を講ずることとした割合を目標として設定する。 ②教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等のための支援措置である本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定する。目標値はアンケート調査の性質及び過去の実績を踏まえた上で設定した。	民間団体等
29	港湾労働者就労確保支援事業費	④能力開発型 ⑤環境整備型	港湾労働者の雇用の安定を図るため、港湾運送事業主や港湾労働者に対し、雇用管理の改善等に関する相談援助、各種講習等を実施。	A	89,969	80,998		①相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 1,000人以上	①相談援助または講習を利用した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者に対する各種講習に参加した者の数 1,000人以上	①②相談援助については、相談事例や港湾運送事業主等の雇用管理の改善についての好事例の情報を収集・整理し、その積極的な活用を図ることとし、講習については適切な講習コースの設定を行い、講習内容、方法について適宜必要な見直しを加えるなどにより、より有効かつ効果的な講習の実施を目指すこととしているところ、本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(受講者に対する満足度評価)等を目標として設定する。目標値はアンケート調査の性質及び過去の実績を踏まえた上で設定した。	(財)港湾労働安定協会

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
30	港湾労働者派遣事業対策費	⑤環境整備型	港湾労働法に基づく指定法人が、港湾労働者派遣事業の実施に伴い指定港湾において港湾労働者の雇用の安定を図るため、雇用管理者研修及び派遣元責任者研修等の雇用安定事業関係業務を実施。また、港湾労働者派遣事業に係る労働者派遣契約の締結についてのあっせん業務を実施。	A	228,442	228,162		①雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合 80%以上	①雇用管理者研修を受講した者から「役に立った」旨の評価を受ける割合 90%以上 ②港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合 80%以上	①雇用管理者研修については、企業内において事業主より選任された雇用管理者に対し、常用労働者によって港湾運送業務を行うことを原則とする港湾労働法の主旨の徹底等、職務遂行に必要な知識の習得を図る必要があるところ、本事業内容を効果的に把握する観点からユーザー評価(満足度調査)を目標として設定。 ②港湾労働者派遣事業のより効果的な活用のため、求人と派遣可能である労働者の効率的なマッチングを行い、派遣可能である労働者の高いあっせん成功率を目指す必要があるところ、本事業により港湾労働者の雇用の安定等が図られたことを客観的に把握する観点から、派遣可能労働者の派遣あっせんを行うことによる派遣成立の割合を目標として設定する。	(財)港湾労働安定協会
31	介護労働環境向上奨励金(旧・介護労働者設備等導入奨励金)	⑤環境整備型	計画に基づき介護福祉機器を導入・運用することにより雇用環境の整備を図った事業主に加え、処遇制度の導入等の計画、新サービスの提供等に伴い雇用管理改善を図った事業主に対して助成。	A	1,887,330	2,534,138		介護労働者設備等整備導入奨励金を受給した事業主において、機器の導入後1年間に、全離職者数のうち健康上の理由で離職した労働者数の割合 21.4%以下	①介護労働環境向上奨励金(介護福祉機器等助成)を受給した事業所について、機器導入後1年間の離職率が機器導入前1年間の離職率より改善した事業所の割合 80%以上 ②介護労働環境向上奨励金(雇用管理制度等助成)を受給した事業所について、雇用管理制度導入後1年間の離職率が雇用管理制度導入前の1年間の離職率よりも改善した事業所の割合 80%以上	①介護労働環境向上奨励金(介護福祉機器等助成)は、介護労働者の健康管理に資する介護福祉機器を導入し、介護労働者の雇用管理の改善を図った事業主に対して支給するものであるが、その成果として、当該奨励金を受給した事業所について、機器導入後1年間の離職率が機器導入前1年間の離職率より改善したとすることを目標とする。 ②介護労働環境向上奨励金(雇用管理制度等助成)は、介護労働者の福祉の増進に資する雇用管理制度を導入し、介護労働者の雇用管理の改善を図った事業主に対して支給するものであるが、その成果として、当該奨励金を受給した事業所について雇用管理制度導入後1年間の離職率が雇用管理制度導入前の1年間の離職率よりも改善したとすることを目標とする。	都道府県労働局
32	雇用管理責任者講習委託事業費	⑤環境整備型	雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般について講習を実施		68,476	67,607		雇用管理責任者講習受講者の属する介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率 80%以上	雇用管理責任者講習受講者の属する介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率 80%以上	本事業は、介護事業所において雇用管理に責任を有する者に対して、雇用管理全般について講習を実施することにより、雇用管理改善についての理解を促進し、事業所における雇用管理責任者の選任、介護労働者の雇用管理の改善を図るものであるが、その講習を受講した成果として、介護事業所のうち雇用管理責任者を選任していなかった事業所において、雇用管理責任者を選任した率が80%以上となることを目標とする。	事業受託者
33	雇用管理改善等援助事業費	⑤環境整備型	介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した雇用管理コンサルタント(社会保険労務士等)が相談に応じる。また、介護事業所における雇用管理担当者等を対象とした雇用管理責任者講習を実施(平成22年度まで)。	A	673,791	664,264		①介護労働サービスインストラクターによる雇用管理相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 16.4%以下 ②雇用管理コンサルタントによる相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 16.4%以下	①介護労働サービスインストラクターによる雇用管理相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 14.5%以下 ②雇用管理コンサルタントによる相談援助を受けた事業所において、本事業を受けたときから1年経過した時点における離職率 14.5%以下	本事業は、介護事業所に対し雇用管理の改善等について相談援助等を行うことにより、介護分野における労働者の雇用の安定を図ることを目的とするものであることから、事業を受けた時から1年経過した時点における自己都合による離職率が、平成22年雇用動向調査における全産業の平均離職率(14.5%)以下となることを目標とする。	(財)介護労働安定センター
34	福祉人材確保重点プロジェクト推進費	③就職支援型	主要なハローワークに福祉人材コーナーを設置し、介護等の福祉分野への就職を希望する求職者に対する情報提供やきめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等を行うとともに、その他のハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び福祉人材コーナーへの利用勧奨等の支援を行う。	A	1,497,160	1,610,542		①福祉人材コーナーにおける福祉分野の就職件数2万6千5百件以上 ②福祉人材コーナーの新規相談者数 5万人	①福祉人材コーナーにおける福祉分野の就職件数2万6千5百件以上 ②福祉人材コーナーの新規相談者数 5万人	本事業は、福祉分野の人材確保の促進を目的としていることから、福祉人材コーナーにおいて福祉分野に就職した者の就職件数及び新規相談者数を目標として設定した。目標値については、平成23年度実績(見込み)等を踏まえ設定した。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
35	農林業等就職促進支援事業費	③就職支援型	各都道府県1カ所の公共職業安定所に、農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・紹介、新規就農相談センター等へのあっせん等の支援を行う「農林漁業就職支援コーナー」を設置し、農林漁業への多様な就業希望に応える。また、農林業等合同企業合同面接会及び就職ガイダンスを開催する。	C	333,512	306,840		①就農等支援コーナーの利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の合計の割合 35%以上	農林漁業就職支援コーナーの利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の合計の割合 35%以上	農林業等への多様な就業の促進を目的としているため、農林漁業就職支援コーナーの利用者数に占める紹介就職件数と自営就農支援機関へのあっせん件数の合計の割合を目標として設定。 (従前は、過去3年度実績平均を設定していたが、33%となつてしまい昨年度目標より低くなつてしまふ為、昨年度目標以上を目標として設定。)	直轄
36	農業雇用改善推進事業	⑤環境整備型	農業法人等における雇用管理改善の推進により、求職者の就業・定着を促進するため、農業法人等に対し雇用管理に関する相談・助言・指導等を行う農業雇用改善推進事業を実施する。	A	103,259	77,276		農業雇用改善相談会及び農業雇用管理研修会参加後、雇用管理の改善に取り組んだ企業の割合 70%以上	農業雇用改善相談会及び農業雇用管理研修会参加後、雇用管理の改善に取り組んだ企業の割合 80%以上	本事業は、事業主等への研修を通じて農業法人等における雇用管理の改善を図る事業であるため、相談会及び研修会参加後、雇用管理の改善に取り組んだ企業の割合を目標として、22年度の実績(79%)を踏まえて設定。	民間団体等
37	林業就業支援事業費	④能力開発型 ⑤環境整備型	林業事業体に対して雇用管理に関する相談・助言・指導等を実施する。林業事業体等に対して研修、相談指導等を実施することにより雇用管理の改善を促進するとともに、若年層等を中心とした林業求職者に対して基本的な知識の講習や実習を行う20日間程度の林業就業支援講習等を実施するし、就業促進を図ることとし、若年層の林業労働力の確保に資する。	C	697,884	429,730		林業就業支援事業修了者の就職率 67%以上	林業就業支援事業修了者の就職率 67%以上	林業への就職支援を目的としているため、林業就業支援事業修了者の林業への就職率を目標として設定。 (従前は、過去3年度実績平均を設定していたが、62%となり昨年度目標より低くなつてしまふ為、昨年度目標以上を目標として設定。)	民間団体等
38 (新規)	農漁業者雇用支援事業	①雇用創出型 ④能力開発型	東日本大震災被災地で特に被害の大きい岩手県、宮城県、福島県において、農業法人・漁業経営体等が農漁業者であった中高年齢者を雇用し、更なる職業的知識の習得の為、当該事業で実施する農漁業者雇用支援講習を受講させた場合、これらにかかる費用及び受講期間中の賃金相当分の支援を行う。		128,130	230,433			講習受講者の離職率 10%未満	被災三県において農業法人・漁業経営体等に雇用された農林漁業者であった中高年齢者に対し、その有する能力を活かしつつ、職業的知識を十分付加することにより、農業法人・漁業経営体等における雇用の安定を図る事を目的としているため、上半期に開催された講習受講者の当該年度末における離職率を目標として設定。 (中高年齢者の離職率(全産業、男女、45歳～59歳平均)(平成22年度雇用動向調査) 8.5%を踏まえ、10%未満を目標として設定。)	民間団体等
39	請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費	⑤環境整備型	請負事業の適正化・雇用管理改善に向けての自主的な取組を促進するため、製造請負事業改善推進協議会等を通じて作成した適正請負事業認定基準に基づき、雇用管理改善等を図ろうとする請負事業主を認定することにより、請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む業界の健全な発展を促進する。	A	27,018	23,945		・請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、その取組を行う事業所から役に立った旨の評価を受ける割合 90%以上 ・請負事業アドバイザーの相談により解決した事業運営上の問題点等の処理件数について 200件以上	・請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、その取組を行う事業所から役に立った旨の評価を受ける割合 90%以上 ・請負事業アドバイザーの相談により解決した事業運営上の問題点等の処理件数について 200件以上	請負事業主、発注者等の自主的な取組を促進するため、請負事業ガイドラインの内容を実践するための自主ルールを作成し、この自主ルールに即した取組を行う事業所からの評価を一定数以上にする。さらに、請負事業主、発注者等からの相談に応じ、事業運営の適正化・雇用管理改善の支援を行っていくため、請負事業アドバイザーによる問題点等の処理件数を目標とする。	直轄(一部民間団体等)
3 労働者の特性に応じた雇用の安定・促進					104,431,545	154,333,518					
(1)高齢者の雇用の促進					15,645,933	17,037,380					
40	試行雇用奨励金(中高年齢者トライアル雇用奨励金)	①雇用創出型	中高年齢者を一定期間試行的に雇用する事業主に対して支給し、高齢者の安定した就職の実現を図る。	A	521,136	526,126		①常用雇用移行率 77%以上 ②トライアル雇用開始者数 4,200件	①常用雇用移行率 77%以上 ②トライアル雇用開始者数 4,818件	当該助成金により緊急性が高い中高年齢者の再就職を支援し、中高年齢労働者の雇用の安定を図ることを目的としていることから、左記の指標を目標として設定。 ①過去の常用雇用移行率を踏まえて目標を設定(平成20年度 76.1%、平成21年度 77.3%、平成22年度78.1%)。 ②平成24年度予算上のトライアル雇用開始者数(4,818件)。	直轄
41 (新規)	希望者全員65歳雇用確保達成事業	⑤環境整備型	公的年金支給開始年齢(老齢厚生年金の報酬比例部分)の65歳への引上げが開始される平成25年度以降、無年金・無収入となる者が発生する可能性があることから、希望者全員が65歳まで働ける企業の普及促進を積極的に図るため、労働局、ハローワークにおける普及を強化するとともに、全国規模の事業主団体及び地域の事業主団体に委託し、傘下の団体、企業を対象に集団的な指導・助言を行う。		0	809,784			①セミナー参加企業に対して行ったアンケートにおいて、有効回答のうち希望者全員が65歳まで働ける制度導入の必要性について理解が深まったと回答した企業の割合 80%以上 ②セミナー参加企業のうち希望者全員65歳の制度を導入した企業数 1,410社以上	本事業は、セミナーの開催等により希望者全員が65歳まで働ける企業の普及促進を積極的に図ることを目的としているため、①セミナーに参加した企業における希望者全員が65歳まで働ける制度導入の必要性についての理解度が一定以上となること、②制度を導入した企業数を一定の水準として目標を設定。	民間団体等

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
42	定年引上げ等奨励金	②雇用維持型	定年引上げや希望者全員を対象とする継続雇用する制度の導入を行った中小企業事業主、定年の引上げ等にあわせて高齢者の職域拡大や雇用管理制度の構築に取り組む事業主、定年を控えた高齢者でその知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対して支援を行う。	B	11,903,465	11,643,240	A	①支給対象企業の雇用する常用被保険者数に対する60歳以上の被保険者割合 15.6% ②受給者へのアンケート調査において、本奨励金制度があることにより、定年年齢の引上げ等の行動変化があったとする割合 3分の2以上  職域拡大の措置を実施した企業における、職域拡大対象職場において増加した高齢従業員数の平均値 2人以上	・受給対象企業の雇用する常用被保険者数に対する60歳以上の被保険者割合 15.6% ・受給者へのアンケート調査において、本奨励金制度があることにより、定年年齢の引き上げ等の行動変化があったとする割合 3分の2以上	・高齢者の雇用確保を推進することを目的としていることから、受給対象企業の雇用する常用被保険者数に対する60歳以上の被保険者割合が、平均値10.4%(平成21年度雇用保険事業年報より)を超える水準(1.5倍)となるよう目標を設定。 ※22年度の平均値は10.0%であったが、昨年の目標を維持することにした。 ・本奨励金の内容が効果的であるかを把握する観点から、事業主の行動変化をユーザー評価とし、行動変化のあった事業主が変化のなかった事業主の2倍以上となるよう過去の実績等を踏まえて目標を設定。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
43	シニアワークプログラム事業費	③就職支援型 ④能力開発型	事業主団体の参画の下、雇用を前提とした技能講習、職場体験及び面接会等を一体的に行い、高齢者の多様な雇用・就業ニーズを踏まえた再就職支援を実施する。	A	2,336,929	3,179,214		当該事業における技能講習修了者の修了後6か月以内の雇用・就業率 75%	当該事業における技能講習等修了者の修了後6か月以内の雇用・就業率 78%	本事業は雇用・就業意欲が高い高齢者を円滑に就職に結びつけることを目的としていることから、雇用・就業率を目標として設定。数値については、過去3ヶ年度継続して目標値を上回った実績に加え、24年度より事業メニュー(就業体験事業)の追加でさらなる事業成果を追求すべき、過去3ヶ年度の実績平均(平成21年度75.1%、同22年度79.6%、同23年度79.4%)を目標値として設定。	民間団体等
44	高齢者雇用指導推進経費 (旧・高齢者雇用基盤確保整備事業)	②雇用維持型 ⑤環境整備型	ハローワーク等における高齢者雇用状況の把握・分析、雇用確保措置の導入支援、求職活動支援書の作成支援等を総合的に行い、高齢者の失業の予防と雇用の安定を図る。さらに、地域における高齢者雇用を一層促進するため、セミナー等の開催や各地域の行政機関、経済団体、労働団体等高齢者雇用に関する関係機関で構成する委員会の開催により、高齢者雇用に係る地域の機運を醸成し、事業主の取組の促進を図る。	C	884,403	879,016		①平成23年度高齢者雇用状況報告における31～50人規模企業の高齢者雇用確保措置の導入割合を前年度と同水準(94.4%)以上とする。 ②平成23年度高齢者雇用状況報告における求職活動支援書発行枚数を前年度(20,462枚)以上とする。	①60～64歳の就業率 前年(57.3%)以上 ②平成24年の高齢者雇用状況報告における高齢者雇用確保措置の導入割合 前年(95.7%)以上	①高齢者雇用に係る複数の事業(一般会計を含む)を高年齢者雇用指導推進経費として統合し、目標についても従来より幅広いものとする必要があるため、高齢者雇用の総合的な目標として、高齢者等職業安定対策基本方針における平成24年の目標(60～64歳の就業率56～57%)及び過去の実績(57.2%(H20)、57.0%(H21)、57.1%(H22)、57.3%(H23))を踏まえ設定した。 ②高齢者雇用確保措置の導入割合についても、過去の実績(95.6%(H21)、96.6%(H22)、95.7%(H23))を踏まえて設定した。	直轄
(2)障害者の雇用の促進					6,687,214	6,932,287					
45	雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施	③就職支援型	障害者に対し、地域において就業面及び生活面における支援を一体的に行うことを推進するとともに、対象者の職場定着支援を通じ、ノウハウを共有したより効果的な支援を行う。	A	4,305,501	4,351,268		・就職件数 12,500件以上 ・就職率 50%以上 ・支援対象障害者数 90,000人以上	・就職件数 12,800件以上 ・就職率 50%以上 ・支援対象障害者数 97,500人以上	本事業は、就職を希望する障害者や生活面を含めた継続的な支援を必要とする障害者に対して、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連絡調整を行いながら職業的自立に向けた支援を行うことを目的としていることから、就職件数、就職率及び支援対象障害者数を目標として設定。 数値について、就職率は「重点施策実施5か年計画」において50%以上とされていることを踏まえ設定。就職件数及び支援対象障害者数については、23年度実績見込みを踏まえ設定。	民間団体
46	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム	③就職支援型	ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている者に対して、その希望や特性に応じて専門支援機関への誘導を図る等、きめ細かい支援を実施する。	A	140,456	143,247		・就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)による重点就職支援対象者の就職率 30%以上	・就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)による重点就職支援対象者の就職率 35%以上	本事業は、発達障害等の要因でコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者のうち、専門支援機関での支援を望まない者について、ハローワークにおいて就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)が重点的支援を実施することにより就職可能性を拡大することを目的としているため、重点就職支援対象者の就職率を目標として設定。 対象者の就職率は、23年度までの就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)1人当たりの就職率(見込み含む)を導入時期別に算出した結果を踏まえ、35%と設定。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理 区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
47	障害者初回雇用奨励金	①雇用創出型	障害者雇用の経験のない56人～300人未満の中小企業において、初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇用した場合に奨励金を支給する。	B	250,000	250,000		・障害者0人雇用企業(常用労働者数56～300人規模)における新規雇用障害者数 250人以上	・障害者0人雇用企業(常用労働者数56～300人規模)における新規雇用障害者数 250人	本事業は、障害者の雇用経験のない中小企業において、初めて障害者を雇用した場合に奨励金を支給することにより、中小企業における障害者雇用の促進を図ることを目的としているため、当該奨励金により雇用された新規障害者数を目標として設定。 数値については、平成23年度支給実績見込み(240件)を踏まえ設定。	直轄
48	特例子会社等設立促進助成金	①雇用創出型	障害者の安定的な雇用を確保するため、今般の景気悪化等により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用するなどして、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対し助成金を支給する。 ※本助成金は、対象障害者の雇入れ完了日から半年後、1年半後、2年半後に支給を行う。	B	610,000	933,000		・特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数 200人以上	・特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数 480人以上	本事業は、特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所の設立により障害者を新たに雇用する事業主に対して助成金を支給し、安定的な障害者雇用を保障すること等を目的としているため、特例子会社等における新規雇用障害者数を目標として設定。 新規雇用障害者数については、平成23年度実績見込み及び平成23年度の平均新規雇用障害者数(約15人)から480人以上と設定。	直轄
49	重度障害者等多数雇用施設設置等助成金	①雇用創出型	重度障害者を多数雇用するにあたっては、障害者が使用する機械・設備等を特別に設置したり、事業所全体のレイアウトを作業しやすい構造にするなど、施設設備が割高となるため、重度障害者を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して優れていると認められる事業所に対し、施設・設備等の設置・整備に要する費用を支援することにより、重度障害者雇用の一層の促進を図る。		600,000	400,000		・特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数 90人以上  ・設置された施設等のある住所を管轄するハローワークにおける障害者就職件数の前年度からの増加	・重度障害者多数雇用事業所における新規雇用障害者数 60人以上  ・設置した施設等のある住所を所管するハローワークにおける障害者就職件数の前年度からの増加	本助成金は、重度障害者等を多数雇い入れるための事業所の施設・設備等を設置・整備する事業主に対して助成金を支給し、重度障害者の雇入れ促進を図るとともに、雇用管理のノウハウの普及等により地域への障害者の雇用に資する事を目的とするため、当該事業所における新規雇用障害者数及び地域において障害者就職件数が増加することを目標として設定。 新規雇用障害者数の数値については、対象事業所見込み(4事業所)及び平成23年度の平均新規雇用障害者数(約13人)を踏まえ、それを上回る60人以上と設定。また、本助成金は、地域における障害者の雇用の促進に資する取組等の計画が他の計画と比して著しく障害者雇用に資すると認められる事業主に対して支給されるものであるため、地域の障害者雇用への貢献度の指標として、当該地域を所管するハローワークにおける障害者の就職件数が23年度より増加することを目標として設定。	直轄
50	職場支援従事者配置助成金	①雇用創出型	重度知的障害者または精神障害者を雇入れ、かつ、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者を配置する事業主に対し助成を行い、障害者雇用の一層の推進を図る。		241,200	541,139		・本助成金の対象労働者の新規雇用者数 900人以上	・本助成金の対象労働者の新規雇用者数 900人以上	本助成金は、重度知的障害者又は精神障害者(対象労働者)の雇入れに際し、その雇用管理を行うために必要な支援者を配置する事業主に対し助成金を支給することで、重度知的障害者等の雇入れ促進を目的としているため、対象労働者の新規雇用者数を目標として設定。 新規雇用者数の数値については、対象事業所数(700事業所)等を踏まえ、900人以上と設定。	直轄
51	発達障害者雇用開発助成金	①雇用創出型	発達障害者の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワークの職業紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。	D	59,300	58,850		・平成22年10月から平成23年9月30日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 60%以上  ・本助成金の対象労働者の雇入れ件数 70件	・平成23年10月から平成24年9月30日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 60%以上  ・本助成金の対象労働者の雇入れ件数 70件	本助成金は、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としているため、雇い入れ後6か月間継続雇用され雇用管理上の課題について把握できた対象労働者の割合及び本助成金の対象労働者の雇入れ件数を目標として設定。 数値については、事業主が雇入れから6か月後に提出する雇用管理上の課題等に関する報告を基にした職場定着率とし、23年度実績を踏まえ設定。また、対象労働者の雇入れ件数については、23年度の実績見込みから推計し設定。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
52	難治性疾患患者雇用開発助成金	①雇用創出型	難病のある人の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握するため、難病のある人について、ハローワークの職業紹介により雇入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。	B	145,000	145,000		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年10月から平成23年9月30日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 70%以上</li> <li>本助成金の対象労働者の雇入れ件数 160件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年10月から平成24年9月30日までに雇入れられた労働者のうち6か月間継続雇用された労働者の割合 60%以上</li> <li>本助成金の対象労働者の雇入れ件数 210件</li> </ul>	<p>本助成金は、難病者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握することを目的としているため、雇入れ後6か月間継続雇用され雇用管理上の課題について把握できた対象労働者の割合を目標として設定。</p> <p>数値については、事業主が雇入れから6か月後に提出する雇用管理上の課題等に関する報告を基にした職場定着率とし、22年度実績及び23年度実績見込みを踏まえ設定。また、対象労働者の雇入れ件数については、23年度の実績見込みから推計し設定。</p>	直轄
53	精神障害者に対する雇用管理ノウハウの蓄積と普及	⑤環境整備型	平成21年度及び平成22年度に実施した企業における精神障害者の雇用・定着のノウハウを構築する精神障害者雇用促進モデル事業の事例集を作成するとともに、6ブロックにおいて当該モデル事業の企業担当者等を招いたセミナーを開催し、精神障害者に対する雇用管理ノウハウの普及を図る。		6,675	4,301		<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー参加者において「精神障害者の雇用に対する理解が深まった」と評価した割合90%以上</li> <li>セミナーを開催する各ブロックにおけるハローワークの就職件数(精神障害者)前年度以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー参加者において「精神障害者の雇用に対する理解が深まった」と評価した割合90%以上</li> <li>セミナーを開催する各ブロックにおけるハローワークの就職件数(精神障害者)前年度以上</li> </ul>	<p>本事業は、セミナーの開催等により、精神障害者の雇用・定着のノウハウを普及させることにより、精神障害者の雇用促進を図ることを目的としているため、セミナーに参加した事業主における精神障害者の雇用に対する理解度が一定以上となること及びセミナー開催地域すべてにおいて精神障害者の就職件数が増加することを目標として設定。数値については、23年度実績見込み等を踏まえ設定。</p>	直轄
54	精神障害者雇用安定奨励金	①雇用創出型	精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図る。	B	320,500	96,900		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年10月1日から平成23年9月末までに雇入れられ又は職場復帰した精神障害者のうち、事業主が働きやすい職場作りを行い、6ヶ月以上継続して雇用された割合 60%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本奨励金を活用して、事業主が働きやすい職場作りを行い、平成23年10月1日から平成24年9月末までに雇入れられ又は職場復帰から6ヶ月が経過した精神障害者のうち、さらに6ヶ月以上継続して雇用された割合 60%以上</li> </ul>	<p>本事業は、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた事業主に対する奨励金であり、事業所における精神障害者雇用に係る課題を解消し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図ることを目的としている。このため、本奨励金を活用して、事業主が働きやすい職場作りを行い、平成23年10月1日から平成24年9月末までに雇入れ等から6ヶ月が経過した精神障害者のうち、さらに6ヶ月以上継続して雇用された者の割合を目標とし、関連施策の実績等を踏まえて設定。</p>	直轄
55	障害者雇用促進のための意識改革形成推進事業	⑤環境整備型	企業向けの専門相談窓口を設け、経営の専門家が、障害者雇用について、特例子会社の設立や障害者の雇用管理を始めとした企業が抱える課題に対して助言等を行う。	A	8,582	8,582		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談を受けた事業主から「役に立った」旨の評価の割合 90%以上</li> <li>障害者雇用相談員の相談により解決した経営上の問題点等の処理件数 420件以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談を受けた事業主から「役に立った」旨の評価の割合 90%以上</li> <li>障害者雇用相談員の相談により解決した経営上の問題点等の処理件数 385件※以上</li> </ul> <p>※実施期間(11か月間)を考慮し、目標数値を調整。</p>	<p>本事業は、経営的管理の側面からの障害者雇用の意義や、障害者の配置や生産性の向上方法、雇用管理面での配慮等の相談・助言を行うものであり、これについての成果を把握する観点から、ユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定。数値については、23年度実績見込みを踏まえ設定。</p> <p>さらに、事業主等からの相談に応じ、雇用管理面での配慮等種々の支援を行っていくため、障害者雇用相談員の相談により解決した処理件数を目標として設定。数値については、23年度実績見込みを踏まえ設定。</p>	民間団体
<b>(3)若年者の雇用の促進</b>						12,011,232	13,244,881				
56	試行雇用奨励金(若年者等試行雇用奨励金)	①雇用創出型	フリーターや学卒未就職者等(45歳未満)について、早期の正規雇用の実現を図るため、対象労働者1人につき、月額4万円を最大3ヶ月間支給する若年者等試行雇用事業を推進する。	C	4,593,240	4,528,950		<ul style="list-style-type: none"> <li>①トライアル雇用開始者数 47,000人以上</li> <li>②常用雇用移行率 80%以上</li> <li>③本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役に立った旨の評価が85%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①トライアル雇用開始者数 38,000人以上</li> <li>②常用雇用移行率78%以上</li> <li>③本奨励金の支給申請を行った事業主へのアンケート調査を実施し、役に立った旨の評価が85%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①平成24年度予算の対象者数(計画数)を目標として設定。</li> <li>②常用雇用移行率については、平成24年度から対象者を40歳未満から45歳未満に拡充するため、平成23年度よりも職業経験が不足している等就職困難な者を対象とすることとなることから、目標を見直したものの、</li> <li>③事業内容が効果的かどうか把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定し、目標数値については、過去の実績を踏まえ85%以上とする。</li> </ul>	直轄
57	地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進	③就職支援型	都道府県の主体的な取組により設置されるジョブカフェに対して、都道府県からの要望に応じ、ハローワークを併設し、若者を対象とした職業紹介を実施するほか、企業説明会や各種セミナーの実施等の事業を委託し、地域の実情に応じた様々な就職支援を展開する。	A	1,522,221	1,298,664		各都道府県の実情に応じて成果目標(就職者数等)を設定	各都道府県の実情に応じて成果目標(就職者数等)を設定	事業の内容が実施主体である各都道府県が地域の実情に応じた目標を設定することとしているため。	民間団体等

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
58	新卒者等に対する就職支援	③就職支援型	学校との連携の下、保護者等も含めた在学中からの働く意義や職業生活についての講習、新卒者等に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を行うジョブサポーターを公共職業安定所に配置する等により、中高生に対する円滑な就職を実現する。 また、新規大学等卒業予定者・未就職卒業者等を対象に、就職関連情報の提供、就職支援セミナー、就職面接会等のほか、必要に応じて担当者性による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。	A	5,895,771	5,607,252		①学卒ジョブサポーターによる支援による正社員就職者数 10万4千人以上 ②学卒ジョブサポーターの支援による開拓求人数 11万1千人以上	①新卒応援ハローワークの利用者数 延べ54万5千人以上 ②新卒応援ハローワークにおける正社員就職件数 6万1千人以上 ③学卒ジョブサポーターによる支援による正社員就職者数 12万4千人以上(大卒等8万人、高卒等4万4千人を目安に取り組む) ④学卒ジョブサポーターの支援による開拓求人数 12万9千人以上	事業の目的が、未内定の大学生等に対して、新卒応援ハローワークの利用を促すとともに、きめ細かな職業相談・職業紹介により正社員就職を促進するものであることから、新卒応援ハローワークの利用者数と就職件数を目標として設定するもの。 また、学卒ジョブサポーターによる未内定者等に対する就職支援や求人開拓を実施し、新規学校卒業者等の就職を促進し、求人の確保を行うものであることから、学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職者数と開拓求人数を目標として設定するもの。	直轄
59 (新規)	就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援の強化	③就職支援型	新卒応援ハローワークによる新卒者・既卒者への就職支援により、フリーターにならないようにする入り口対策に加え、ナビゲーターによる就職までの担当者制の向き合い型支援等によるフリーターからの出口対策を行う。		0	1,810,015			ハローワークの職業紹介により、正規雇用に結びついたフリーター等の数 24万人以上	本事業における正規雇用による就職件数を目標として設定するもの。 (平成23年度におけるハローワークにおけるフリーター等の正規雇用に向けた支援の実績(見込み)をもとに、平成24年度から対象年齢を45歳未満に拡充したこと、当該支援を行う就職支援ナビゲーターの増員分、若年者等正規雇用化特別奨励金の廃止等を勘案し、設定)	直轄
(4) 就職困難者等の雇用の安定・促進						70,087,166	117,118,970				
60	特定求職者雇用開発助成金	①雇用創出型	高年齢者、障害者等の就職困難者や東日本大震災に係る被災者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者等の紹介により雇い入れた事業主に対して、助成金を支給する。	A	44,576,794	94,055,316	AB	助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下 【目標管理期間：平成23年度～平成25年度】  助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下	①特定就職困難者雇用開発助成金、被災者雇用開発助成金の支給対象者の事業主都合離職割合が助成金の支給対象でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下【目標管理期間：平成23年度～平成25年度】  ②高年齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下	①本助成金の目的は、高年齢者、障害者等の就職困難者が、継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することである。本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が支給対象者でない雇用保険被保険者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。  ②本助成金の目的は、65歳以上の離職者が、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れられることを促進することである。本助成金の支給対象者について、雇入れ後に継続雇用が図られているか否かを評価するため、支給対象者の事業主都合離職割合が前年度に入職した65歳以上の常用労働者の事業主都合離職割合以下となることを目標とする。	直轄
61	助成金支給申請アドバイザーの配置	②雇用維持型	都道府県労働局又は公共職業安定所の助成金支給申請窓口において、主に助成金についての相談や雇用調整助成金に係る休業等の実施計画届の受理を行うとともに、支給の適正化を担保するため事業所に対して現地調査などを行う。	A	8,661,676	6,740,838		①雇用調整助成金の支給申請についての平均審査処理期間を30日以内(初回申請については平均60日以内)とする。 ②相談を受けた事業主から助成金制度について「理解できた」の評価を受ける割合を97%以上とする。	①雇用調整助成金の支給申請についての平均審査処理期間を30日以内(初回申請については平均60日以内)とする。 ②相談を受けた事業主から助成金制度について「理解できた」の評価を受ける割合を97%以上とする。	助成金の支給事務を迅速化させるため、代表的な助成金である雇用調整助成金の平均審査処理期間を目標とする。また、雇用調整助成金の制度や支給のための説明を効果的に把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定する。 目標値については、平成23年度の実績が【PH23年度は現在集計中。97%～99%の満足度で達成する見込み】%であったが、97%以上の利用者が役だった旨の評価をしていれば、大部分の利用者に役立っているものと評価できるため、97%以上を目標とする。	直轄
62	実習型雇用支援事業	①雇用創出型	震災により被災地の事業所を離職した求職者等の正規雇用を目的として、被災地の事業所において実習型雇用する場合に、実習型試行雇用奨励金を支給し、実習型雇用期間終了後、期間の定めのない労働契約により雇用する事業主に正規雇用奨励金を支給する。	C	13,650,032	12,574,459		①実習型雇用開始者数 8,000人 ②常用雇用移行率90%以上	①実習型雇用開始者数 3,100人 ②常用雇用移行率90%以上	①本事業は、ハローワークにおいて選定した十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用として登録している求人とのマッチングをまずは行うものであることから、実習型雇用開始者数を目標として設定(なお、平成24年度は被災9県に限定して実施するものであるため、この点を考慮して設定)。 ②本事業が、実習型雇用を通じて事業主のニーズに応じた人材へと育成し、常用雇用へと移行させることを目的としていることから、常用雇用移行率を目標として設定。 数値については、平成23年度の常用雇用移行率の目標を設定。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
63 (新規)	長期失業者等総合支援事業費	③就職支援型	離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、ハローワークによる職業紹介を中心としつつ、民間事業者への委託により、民間のノウハウを活用したキャリア・コンサルティング、就職セミナー、グループワーク、メンタルヘルス相談、職業紹介及び職場定着支援などの就職支援を総合的に実施する。		82,687	584,420			支援開始者の就職率 28%	本事業は、通常の支援だけでは就職が困難な長期失業者等に対して、民間事業者への委託による総合的な就職支援を実施し、求職活動のスキルと意欲を高めることで、就職につなげることを目的とする。 このため、初年度の目標は、これらの支援の結果、支援開始者の就職率をハローワーク関連業務目標(就職率28%)と同水準まで引き上げることを目指す。	民間団体等 (一部直轄)
64	日雇労働者等技能講習事業	④能力開発型	技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施し、その就業機会の確保を図る。	C	814,566	502,168		①ホームレスの受講後の就職率 55.7%以上 ②講習受講者から、就職に必要な能力の向上に役立ったとの評価を受ける割合90%以上	①ホームレスの受講後の就職率 52%以上 ②講習受講者から、就職に必要な能力の向上に役立ったとの評価を受ける割合90%以上	①日雇労働市場が一般労働市場以上に厳しい雇用情勢にあること、日雇労働者の高齢化が一層進行していること等により常用就職率が大幅に低下傾向にあること(平成21年度38.1%、平成22年度36.7%、平成23年度見込30.4%)、無料低額宿泊所入居者といったとりわけ不安定な居住・就労状況に陥っている者にも支援を拡大していることなども勘案し、目標を平成23年度就職率目標55.7%と実績見込48.2%との中間値である52%と設定する。 ②受講者の講習満足度調査を参考に設定する。目標値については、過去の実績等を踏まえ設定。	民間団体等
65	「福祉から就労」支援事業	③就職支援型	生活保護受給者及び住宅手当受給者等の就労による自立を図るため、地域ごとに、ハローワークと地方自治体が締結する協定等を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労支援等を行う。		1,405,232	2,022,711		担当者制による就職支援を受けた支援対象者の就職率40%以上	支援対象者数7万人、就職者数3万人以上	①平成23年度に就職支援ナビゲーター一人当たり60人超を支援できる見込みであることから、平成24年度においては一人当たり70人支援することを目指し、これにナビゲーター配置数1,000人を乗じて得た7万人を設定する。 ②支援対象者数の増加(十約3万人)により、相対的に就労意欲が低い者(自治体を中心に支援)も支援対象となることから、今年度実績見込み(約50%)を大幅に下回る恐れ(自治体実績:32.0%)があるが、今年度目標である就職率40%以上の就職件数を目指すものとし、支援対象者数7万人(目標)に就職率40%を乗じた約3万人を目標に設定する。	直轄
66	ホームレス等就労支援推進費	①雇用創出型 ③就職支援型	ホームレス等の就業自立を図るため、自立支援センター等への出張職業相談や寮付き求人などの求人開拓等を行う。	C	113,325	126,892		①自立支援センターにおける求職者のうち、常用就職率50%以上 ②チャレンジネットにおける求職者のうち、常用就職率40%以上	①ホームレス自立支援センター及びチャレンジネットにおける求職者の常用就職率50%以上 ②求人開拓推進員(ホームレス及び住居喪失不安定就労者)1人あたりの求人確保数200件以上	①ホームレス等就労支援対策のより効果的・効率的実施の観点より、ホームレス自立支援センター入所者及びチャレンジネット利用者(住居喪失不安定就労者)に対し、ナビゲーターが一体的に対応することとし、目標設定にあたっては、両者一体的なものとし、より高い目標であるホームレスに合わせ、目標を50.0%に設定する。 【参考】 (ホームレス就職率) 平成21年度46.8%、平成22年度49.6% (住居喪失不安定就労者就職率) 平成21年度18.7%、平成22年度29.4% ②対象者に係る求人開拓推進員1人あたりの平均確保件数は例年概ね200件程度であること(平成21年度210件、平成22年度181件、平成23年度見込208件)を参考にし、200件/人を設定する。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
67	試行雇用奨励金(季節労働者等トライアル雇用奨励金)	①雇用創出型	季節労働者や日雇労働者等を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、季節労働者や日雇労働者等の雇用確保を図ることを推進。	D	11,508	5,748		【日雇労働者等】 ・常用雇用移行率 74.8%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)  【季節労働者】 ・常用雇用移行率 75.0%以上(暫定値) ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)	【日雇労働者等】 ・常用雇用移行率 80%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)  【季節労働者】 ・常用雇用移行率 75%以上 ・トライアル雇用開始者数(対前年度実績以上)	【日雇労働者等】 就職困難者(ホームレス等)のトライアル雇用における常用雇用移行率の過去3年間の実績(平成21年度75.0%、平成22年度90.0%、平成23年度見込75.0%)も踏まえ、目標を80%に設定する。  【季節労働者】 当該助成金により、緊急性が高い季節労働者の再就職を支援し、季節労働者の雇用の安定を図ることを目的としていることから、左記の指標を目標として設定。 ・平成19年度から直近までの常用雇用移行率(平成19年度:50%、平成20年度64.7%、平成21年度:86.7%、平成22年度:100%)の平均75.4%を踏まえ目標を設定。	直轄
68	住居・生活総合支援事業費	③就職支援型	住居・生活支援を必要とする求職者等に対して、第二のセーフティネット支援施策等に関する総合相談と相談窓口への円滑な誘導等を行うとともに、第二のセーフティネット支援施策等を行う各地域の関係機関が連携・協力の強化を図るため、「生活福祉・就労支援協議会」を開催する。	A	764,236	494,839		利用者にアンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が7割以上	利用者にアンケートを実施し、住居・生活支援アドバイザーの相談・誘導等が役に立ったとする割合が75%以上	相談・誘導に関する円滑な業務運営状況を把握する観点かつ利用者の視点からの評価として、満足度を目標として設定する。 目標値は過去の実績等を踏まえ設定。	直轄
69	就職促進資金貸付事業費(アイヌ分)	③就職支援型	アイヌ地区住民に対して、就職に際して必要となる資金の貸付を行う民間団体等に支援等を行うことにより、アイヌ地区住民の就職の促進及び雇用の安定を図る。		7,110	11,579		1年以上の継続雇用率:70%以上	1年以上の継続雇用率:70%以上	労働力調査(平成23年平均、北海道)において、役員を除く雇用者(213万人)のうち、正規の職員・従業員数が136万人(63.8%)であったことから、左記の指標を目標として設定する。	民間団体等
4 その他					20,498,848	28,633,523					
70	職場適応訓練(職場適応訓練委託費)	④能力開発型	雇用保険の受給資格者の雇用を促進するため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、事業主に委託して実施する職場適応訓練に要する経費に係る委託費。	B	3,113	3,113		職場適応訓練終了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合70%以上	職場適応訓練終了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合72%以上	職場適応訓練は、訓練修了後は訓練を実施した事業所に雇用されることを期待して実施する訓練であるため、当該事業所に雇用される者の割合を目標とする。平成20~22年度の実績(平均72%)を踏まえ、70%を越えることを目標とする。	直轄
71	出稼労働者安定就労対策費	③就職支援型 ⑤環境整備型	出稼労働者の送出道県においては、地元における就労機会の確保を推進するとともに、やむを得ず出稼就労する者に対する紹介等適格紹介等を実施し、出稼労働者の受入都道府県においては、受入事業所に対する指導による雇用改善の推進等により、出稼労働者の安全・安定就労を図る。	B	31,279	30,376		雇用契約期間中の離職率 20%以内	雇用契約期間中の離職率 10%以内	出稼労働者受入事業所集団指導会の参加事業所が雇用する出稼労働者の雇用契約期間中の離職率を目標として、離職率の調査を始めた平成19年度~22年度の実績(平均11%)を踏まえて設定。	直轄
72	職場適応援助者による支援の実施	②雇用維持型 ⑤環境整備型	障害者の職場への適応を円滑にするため、障害者が働く職場に職場適応援助者(ジョブコーチ)を派遣し、障害者、事業主、職場の従業員等に対して、職場適応に向けたきめ細かな支援を実施する。	A	1,019,796	1,025,962		・支援終了後の6ヶ月経過後時点での職場定着率 80%以上	・支援終了後の6ヶ月経過後時点での職場定着率 80%以上	本事業は、ジョブコーチ支援により職場適応を図り職場に定着させることが目的であることから、支援終了後6ヶ月経過後時点での職場定着率を目標として設定。 また、数値については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標において当該目標期間中(平成20~平成24年度)に80%以上とするとされていることを踏まえて設定。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
73	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金・施設経費	②雇用維持型 ③就職支援型 ⑤環境整備型	厚生労働大臣の定めた中期目標に従い、以下の業務を実施している。 ○高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して 給付金を支給することに関する事項 ○高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して 相談その他の援助を行うことに関する事項 ○労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために 必要な助言又は指導を行うことに関する事項 ○障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項	A	6,971,251	12,858,969		独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の中期目標・中期計画を達成する。 「○ 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項」 (a) 事業主等に対する各種給付金の支給については、自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)、定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者雇用確保充実奨励金、高齢者雇用モデル企業助成金)(別業)参照 「○ 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項」 (b) 高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施については、追跡調査により70%以上の利用事業主等において、具体的な課題改善効果が見られるようにする。 「○ 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項」 (c) 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習については、中期目標期間中に、75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階に移行できるようにするとともに、修了者の就職率が50%以上となるようにする。 (d) ジョブコーチ支援事業(職場適応援助者による支援の実施)については(別業)参照 (e) 精神障害者の復職支援及び雇用継続支援については、中期目標期間中に支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにする。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期目標・中期計画を達成する。 「○ 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項」 (a) 事業主等に対する各種給付金の支給については、定年引上げ等奨励金(中小企業定年引上げ等奨励金、高齢者職域拡大等助成金、高齢者労働移動受入企業助成金)(別業)参照 「○ 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項」 (b) 高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助の実施については、追跡調査により70%以上の利用事業主等において、具体的な課題改善効果が見られるようにする。 「○ 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項」 (c) 地域センターにおける職業準備訓練、職業講習については、中期目標期間中に、75%以上の対象者が就職等に向かう次の段階に移行できるようにするとともに、修了者の就職率が50%以上となるようにする。 (d) ジョブコーチ支援事業(職場適応援助者による支援の実施)については(別業)参照 (e) 精神障害者の復職支援及び雇用継続支援については、中期目標期間中に支援終了者の75%以上が復職又は雇用継続できるようにする。	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の第2期中期目標及び中期計画に基づいて設定。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
74	外国人労働者雇用対策費	③就職支援型 ⑤環境整備型	専門的・技術的分野の外国人の我が国における就業を促進するとともに、就労を目的として在留する外国人について、適切な雇用機会の確保を図る。	A	261,222	272,812		外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率【14%以上】	外国人コーナー等を利用した外国人求職者の就職率【14%以上】	リーマンショック前からその後の回復期の傾向、平成20年度から23年度(平成23年4月から平成24年2月まで)までの実績を踏まえて設定。	直轄
75	日系人集住地域を管轄する公共職業安定所のマッチング機能の整備	③就職支援型 ④能力開発型	日系人集住地域のハローワークにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行う他、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施し、早期の再就職を図る。	A	1,472,149	1,122,564		日系人就職支援プログラムの就職率(就職によるプログラム終了者/プログラム終了者)【41%以上】	日系人就職支援プログラムの就職率(就職によるプログラム終了者/プログラム終了者)【42%以上】	リーマンショック前からその後の回復期の傾向、平成20年度から23年度(平成23年4月から平成24年2月まで)までの実績を踏まえて設定。	直轄
76	地方就職希望者活性化事業費	③就職支援型	送出地の地方就職支援コーナーを拠点とする広域職業紹介機能と受入地におけるU・Iターンに係る情報発信機能の有機的な連携を図り、送出地と受入地が一体的にU・Iターンへの支援をすることにより、首都圏等から地方圏への人材の労働移動を促進し、当該地域の雇用の活性化を図る。	A	115,519	102,202		・「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が16.0%以上	・「地方就職支援コーナー」における地方就職希望者に対する就職者数の割合が前年度実績以上	U・Iターン就職については、一般職業紹介と異なり、住居の移転等を伴うものであることに加え、U・Iターン希望者の家庭の事情等、個々の生活環境の違いにより緊要度も様々である。このため、紹介が直ちに就職に結びつくものではなく、実績もコーナー独自の推移を示す傾向にあることから、平成23年度の地方就職支援コーナーの就職率の実績を目標値とする。	直轄
77 (新規)	一体的実施事業運営費	③就職支援型	希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等の事務と地方が行う業務が、地方自治体の主導の下、運営協議会の設置などにより一体的に実施され、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えることが可能となるよう「一体的実施施設」を設置する。 また、地域の実情に応じた雇用対策を実施するため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に委託して、就職セミナー等を実施する。		0	3,458,991	B		事業実施地域ごとに運営協議会で策定する事業運営計画の中で、成果目標(就職件数等)を設定【目標設定期間:平成24年度～平成25年度】	・本事業は、事業実施地域ごとに地域の実情に応じた事業内容を実施するため、各事業運営計画で目標を設定することとする。	直轄(一部民間団体等)
78	派遣労働者雇用安定化特別奨励金	①雇用創出型	派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給(1人100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額))することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進する。	B	10,624,519	9,758,534	A	奨励金第1期支給対象者数20,000人以上 第2期の対象者数は、第1期の対象者数8割	奨励金第1期支給対象者数15,000人以上 第2期の支給対象者数は、第1期の支給対象者数8割	派遣労働者数は毎年減少傾向にあること、平成22年度から平成23年度の支給実績が大幅に減少していること等を勘案し、対象となる派遣労働者数を見直した。	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
II 職業能力開発局関係					94,655,601	115,949,613					
1 キャリア形成支援システムの整備					8,720,142	9,095,546					
79	キャリア形成促進助成金	④能力開発型	事業主が、事業内職業能力開発計画等に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練の実施、自発的な職業能力開発の支援を推進した場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成する。	A	8,169,793	8,555,542		<p>①事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練等を実施したとする割合 90%以上</p> <p>②助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合 90%以上</p> <p>③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等の目的が達成できたとする割合 90%以上</p> <p>④助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等によりキャリア・アップにつながったとする割合 90%以上</p>	<p>①事業主(助成金利用者)から、本助成措置があったことにより訓練等を実施したとする割合 90%以上</p> <p>②助成措置の対象となった訓練等を従業員に受講(支援)させた目的が達成できたとする割合 90%以上</p> <p>③助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等の目的が達成できたとする割合 90%以上</p> <p>④助成措置の対象となった従業員から、助成対象となる訓練等によりキャリア・アップにつながったとする割合 90%以上</p>	<p>行政事業レビューで「現状把握が不十分で具体的データがなく政策効果が不明」という指摘がなされ、その指摘を踏まえ、「支給実態とその政策効果を十分把握できる体制を整える」とし、実態把握のためのアンケート調査にて、事業内容が効果的か把握する観点から事業主及び最終受益者である従業員の満足度、目的達成調査を調査することとし、その調査項目を目標として設定した。目標数値については過去の実績を踏まえ設定。</p>	直轄
80	キャリア支援企業創出促進事業	④能力開発型 ⑤環境整備型	企業へのキャリア形成に関する助言・情報提供、講習や診断サービス(キャリア健診)等による支援を行うとともに、企業における人材育成システム全般に関する情報収集、分析を行い、幅広い企業に発信することによりキャリア形成支援に取り組む企業の創出を促進する。	B	438,120	413,443		<p>①支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(事業内計画の作成、職業訓練の実施・改善、社内意識啓発等がなされた)割合 90%以上</p> <p>②支援を受けて「役に立った」とする回答の割合 90%以上</p>	<p>①支援後、企業内キャリア形成支援が促進された(事業内計画の作成、職業訓練の実施・改善、社内意識啓発等がなされた)割合 90%以上</p> <p>②支援を受けて「役に立った」とする回答の割合 90%以上</p>	<p>①企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進することを目的とした事業であるため、本事業がどの程度その目的に貢献し、行動変容が生じたかどうかを指標とし、目標値については過去の実績を踏まえ23年度目標と同じ数値を設定。</p> <p>②事業内容が効果的かを把握する観点からユーザー評価(事業主等に対する満足度調査)を目標として設定し、目標数値については過去の実績を踏まえ設定。</p>	民間委託
81	キャリア・コンサルティング普及促進事業	⑤環境整備型	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行う基盤としてキャリア・コンサルティングの普及促進を図るため、キャリア・コンサルティングに関する調査・研究、キャリア・コンサルタントを対象とした資質の向上のための機会の提供及びジョブ・カード講習を実施する。	B	112,229	126,561		<p>①就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3ヶ月経過した時点で、就職した又は転職した者並びに職業能力の開発のための取組が行われた者の割合 85%以上</p> <p>②平成23年度末時点でのキャリア・コンサルタント養成数 7万5千人</p>	<p>平成24年度末時点でのキャリア・コンサルタント養成数 8万人</p>	<p>本事業は労働者の適切な職業選択や効果的な職業能力開発を支援するため、キャリア・コンサルティングを受けられる機会の増大を目的としていることから、担い手であるキャリア・コンサルタントの養成数を指標とし、22年度末における養成数(70,000人)と23～24年度に養成予定(10,000人)のキャリア・コンサルタント数を踏まえ設定。</p> <p>※「23' 目標」の①は「キャリア形成相談支援事業」に係る目標であるが、雇用・能力開発機構の廃止(平成23年10月1日)に伴い、当該事業も廃止となっている。</p>	民間試験団体等
2 職業能力評価システムの整備					1,724,710	1,660,035					
82	幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備事業	④能力開発型	職業能力を客観的に評価する能力評価のいわば「ものさし」となるよう、職務遂行に必要な職業能力や知識について、レベル毎に記述した職業能力評価基準をものづくりからサービス産業まで幅広い業種において策定し、企業における活用促進を図る。	A	237,840	212,823		<p>職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や人材育成制度、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業等の割合 80%以上</p>	<p>職業能力評価基準の活用によって企業内の人事評価制度や人材育成制度、従業員の募集採用活動が改善された(改善される見込み)という企業等の割合 80%以上</p>	<p>労働移動の増大に伴う労働市場のマッチング機能の強化や労働者の職業能力に応じた処遇のためには、労働者の職業能力が適切に評価されることが重要であるため、その対策として実施する当該事業により、どれだけ利用者(企業)の取組に影響を与えたか、効果測定する。</p> <p>本事業は、毎年度新規業種の職業能力評価基準を策定するため、目標値については、23年度目標と同じ数値を設定。</p>	事業受託者

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
83	技能検定等推進費	④能力開発型	労働者の技能と地位の向上を目的として実施する国家検定である技能検定の職種ごとに専門調査委員会を開催し、試験基準の見直しを行うとともに、新規職種(作業)及び等級の追加については試行技能検定試験を実施し、実際の技能検定試験において適正に機能し得るものであるか否かを確認する。 また、職業能力開発促進法の規定に基づき設立された中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の運営に要する経費の一部を補助する。	A	1,486,870	1,447,212		技能検定受検者を有する企業における技能士の処遇向上等技能検定の活用率 85%以上	技能検定受検者を有する企業における技能士の処遇向上等技能検定の活用率 90%以上	技能検定が社会的ニーズに合致したものであるかを計るため、技能検定受検者を有する企業が、技能士の処遇向上や技能検定合格者を採用に当たって考慮するといった自主的な取組がどの程度行われたか効果測定する。	直轄
3 多様な訓練機会の確保						43,609,131	45,528,504				
84	民間等を活用した効果的な職業訓練と就職支援の推進	④能力開発型	経済社会のグローバル化や技術革新の急速な進展といった産業構造の変化に対応し、職業能力等に起因するミスマッチの解消を図るため、離職者に対し、民間機関も有効に活用した多様な職業訓練機会を提供しその早期の就職促進を図る。具体的には、ハローワークの求職者を対象に、再就職の促進を図るため職業に必要な技能及び知識を習得させる職業訓練及び受講生への就職支援を実施する。	X	40,033,985	42,323,855	A	①独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が実施する委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率65%以上 ②独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率80%以上	①委託訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率65%以上 ②公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率80%以上	①新成長戦略に合わせて設定。 ②新成長戦略に合わせて設定。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県
85	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施	④能力開発型	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。	X	1,188,586	1,118,597		就職率 50%以上(訓練終了後3ヶ月時点)	就職率 50%以上(訓練終了後3ヶ月時点)	「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)に合わせて設定	都道府県
86	介護労働者能力開発事業の実施	④能力開発型	(財)介護労働安定センターにおいて、公共職業安定所長から受講指示を受けた離職者を対象として介護職員基礎研修(500時間コース)及び介護労働者のキャリア形成に関する相談援助等を実施する。	A	1,120,153	1,120,581		介護基礎研修修了後3ヶ月時点の就職率75%以上	介護職員基礎研修修了後3ヶ月時点の就職率80%以上	独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が実施した介護系委託訓練の就職率実績72.0%(平成22年度)及び財団法人介護労働安定センターの能力開発事業における、過去3年間の目標達成状況を踏まえ、目標値を設定。	(財)介護労働安定センター
87	認定職業訓練助成事業の推進	④能力開発型	認定職業訓練の効果的な実施促進を図るため、中小企業事業主等が実施する認定職業訓練の運営に要する経費等について補助を行う。	A	1,266,407	965,471		助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率70%以上	助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率75%以上	助成措置により従業員の職業能力が向上したことを客観的に把握する観点から助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等の合格率を目標として設定し、目標数値については技能検定等の合格率を参考に設定。	都道府県
4 若年者の職業能力開発の推進						210,973	201,712				
88	技能実習制度推進事業	⑤環境整備型	技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図り、外国人技能実習生の能力を開発・向上させることを目的に、技能実習生受入れ企業等に対する巡回指導、母国語電話相談、技能実習計画の評価、受入れ企業の倒産等の場合の実習継続支援、技能実習指導員に対する講習会の開催等を行う。	A	210,973	201,712		①技能実習生が当初の計画どおり技能を修得できたかどうかの指標として、技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 75%以上 ②技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合 90%以上	①技能実習生が当初の計画どおり技能を修得できたかどうかの指標として、技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合 80%以上 ②技能実習生から、実習修了時に技能実習目標を「十分に達成できた」との評価を受ける割合 90%以上	技能実習制度は、より実践的な技術、技能等の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としていることから本事業の目標達成度の指標を設定する。 ①当初の計画に従った実習を終了し、無事に本国に帰国することが重要であることから、「修了認定を受けた者の割合」(平成22年に技能実習2号に移行した者が24年に実習を終了した割合)を目標として設定。目標値については過去の実績を踏まえるとともに、東日本大震災によって被害を受けた実習実施機関の技能実習生の帰国及びその後の再入国による影響を勘案して設定。 ②単に修了認定を受けることのみならず、実習生自身の評価においても実習目標を「十分に達成できた」とすることが重要であるため、これを目標として設定。目標値については過去の実績を踏まえ設定。	民間団体等

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
5	その他				40,390,645	59,463,816					
89	技能継承・振興対策費(ものづくり立国の推進)	④能力開発型	若年者のものづくり離れ・技能離れが見られる中で、技能労働者の地位の向上を図り、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、若年者に対し技能の魅力・重要性を啓発し、若年ものづくり人材の確保育成を行う。	A	714,471	623,817		①第49回技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合 80%以上、技能五輪全国大会の来場者数41,500人以上(過去5年間の委託団体の単独開催(2回)の平均値41,460人) ②若年者に対する技能者の魅力増進事業(技能に関する展示事業)の来場者のうち、技能について魅力・重要性を認識した者や職業能力の習得等への関心を持った者の割合 80%以上、若年者に対する技能者の魅力増進事業の来場者数6,200人以上(前年度6,155人) ③熟練技能者を活用した技能継承(講師育成・技能講習の実施で4団体に委託)については、(1)若年者等に対するアンケート調査における関心をもった等の満足度80%以上、(2)熟練技能者派遣先の技能検定受験者の合格率が前年度を上回ること、(3)研修受講生に対するアンケート調査で、満足度・理解度等が80%以上、(4)高校指導者等研修受講者に対する研修効果調査で、成果があったが80%以上	①第50回技能五輪全国大会の来場者の若年者層のうち、大会をきっかけに職業能力の習得に意欲を持った割合 90%以上、技能五輪全国大会の来場者数108,000人以上(過去5年間の委託団体と都道府県の共催(2回)の平均値107,901人) ②若年者に対する技能者の魅力増進事業(技能に関する展示事業)の来場者のうち、技能について魅力・重要性を認識した者や職業能力の習得等への関心を持った者の割合 80%以上、若年者に対する技能者の魅力増進事業の来場者数6,200人以上(過去最大6,155人を超える数) ③熟練技能者を活用した技能継承については、(1)フェア関係:来場者数1日当たり1,000人以上・来場者満足度90%以上、ものづくり体験学習関係:1教育機関当たりの体験者数25人以上・体験者満足度85%以上、(2)熟練技能者派遣先:高等学校数31校・中小企業の受講者数150人、派遣熟練技能者数35人、(3)指導を受けた企業満足度80%以上、(4)高校指導者等研修受講者に対する研修効果調査で、成果があったが90%以上	①ものづくりの魅力の喚起を通して、若年ものづくり人材の確保・育成につなげていくことを目的の一つとして同大会を実施していることから、来場者のものづくりに対する意識にどの程度影響を与えたか、及び大会の来場者数を目標とする。 ②若者をはじめ広く国民に対しものづくり技能の魅力・重要性についての認識を浸透させることを目的として技能に関する展示事業を実施することから、来場者のものづくり技能に対する意識にどの程度影響を与えたか、及び展示事業の来場者数を目標とする。 ③熟練技能者を活用した技能継承事業が効果的に実施されていることを把握する観点から、受講者等に対するアンケート調査等を実施し、満足度の割合等を目標とする。 ①から③の目標値については、過去の実績を考慮して設定した。	事業受託者
90	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費交付金(職業能力開発助成)	④能力開発型	求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として以下の業務を行う。 ・能力開発に関する業務 ・公共職業能力開発施設等の設置運営		32,908,009	52,877,601		【離職者を対象とする職業訓練の実施について】 訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率80%以上とすること。 【高度技能者の養成のための職業訓練について】 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を95%以上とすること。 【在職者を対象とする職業訓練について】 受講者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から、職業能力の向上に役立った旨の評価が得られるようにすること。また、事業主の指示により職業訓練を受講した場合については、当該事業主についてもアンケート調査を実施し、80%以上の者から受講者に職業能力の向上が見られた旨の評価が得られるようにすること。	【離職者を対象とする職業訓練の実施について】 訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率80%以上とすること。 【高度技能者の養成のための職業訓練について】 専門課程及び応用課程の修了者のうち、就職希望者の就職率を95%以上とすること。 【在職者を対象とする職業訓練について】 受講者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の者から、職業能力の向上に役立った旨の評価が得られるようにすること。また、事業主の指示により職業訓練を受講した場合については、当該事業主についてもアンケート調査を実施し、80%以上の者から受講者に職業能力の向上が見られた旨の評価が得られるようにすること。	中期目標・中期計画に合わせて設定。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
91	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金	④能力開発型	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営する公共職業能力開発施設等のうち、建設後相当期間を経過したものについて、老朽化により部分修繕では対応が困難なこと等を考慮し、本館・実習場の建替等を行い公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進することを目的とする。		403,888	1,664,765			公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	新成長戦略及び中期目標・中期計画に合わせて設定。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県
92	職業能力開発校施設整備費補助金	④能力開発型	建設後相当期間を経過したものであって、老朽化により部分修繕では対応が困難な施設への対応を図るとともに、人材ニーズの変化や技術革新の進展等に応じた職業訓練実施体制の整備を図るため、都道府県が職業能力開発校の施設・機器の整備を行う場合に、その整備に要する経費の一部に対して補助を行う(補助率1/2)。	X	3,195,573	2,611,933		独立行政法人雇用・能力開発機構及び都道府県が公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	公共職業能力開発施設で行う訓練修了者の訓練終了後3ヶ月時点の就職率 80%以上	新成長戦略及び中期目標・中期計画に合わせて設定。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県
93	「ジョブ・カード制度」の推進	④能力開発型	「ジョブ・カード制度」の推進を図るため ①中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、企業に対する普及促進、ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓、訓練プログラムの作成支援 ②企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート」の開発を実施する。		3,168,704	1,685,700	BC	①ジョブ・カード取得者数 5年間で100万人(平成23年度は28万人) ※新成長戦略(平成22年6月18日、閣議決定)において、2020年までに300万人という目標も設定されている。 ②職業能力形成プログラムの修了者数 5年間で40万人(平成23年度の職業能力形成プログラムの受講者数10万人) ③雇用型訓練修了3ヶ月後の就職率75%以上  【目標管理期間:平成20年度～平成24年度】	①ジョブ・カード取得者数 5年間で100万人(平成24年度は31万人) ※新成長戦略(平成22年6月18日、閣議決定)において、2020年までに300万人という目標も設定されている。 ②職業能力形成プログラムの修了者数 5年間で40万人(平成24年度の職業能力形成プログラムの受講者数25万人) ③雇用型訓練修了3ヶ月後の就職率75%以上  【目標管理期間:平成20年度～平成24年度】	ジョブ・カード取得者数と職業能力形成プログラム受講者数については、「ジョブ・カード制度「全国推進基本計画」(平成20年6月30日、ジョブ・カード推進協議会)における平成20～24年度の5年間の数値目標を動案して設定。 また、本制度における雇用型訓練は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、実践的な職業訓練の機会を提供し、正社員へと導くものであるため、訓練修了後の就職率も目標として設定。	直轄、民間団体等

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
Ⅲ 雇用均等・児童家庭局関係					11,444,500	11,122,341					
94	両立支援助成金	②雇用維持型 ④能力開発型	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度等を導入し、利用を促進した事業主等に対して助成金を支給する。	A. A. A. A. B. A	9,432,210	8,070,988	A	<p>本助成金の支給対象となった育児・介護サービスを利用した労働者の6ヶ月後の継続就業率 90%以上</p> <p>本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上</p> <p>①本助成金の支給対象となった短時間勤務制度を利用した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②本助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上</p> <p>本助成金の支給対象となった職場復帰プログラムを実施した企業における、育児休業を取得した労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上</p> <p>①本助成金の支給対象となった保育施設を利用した労働者の利用から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②本助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上</p> <p>①本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上 ②助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上</p>	<p>①本助成金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率 90%以上</p> <p>②本助成金を支給されたことにより労働者の継続就業を図ることができたとする事業主の割合 90%以上</p>	<p>①本助成金は、仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が育児等により離職することなく、雇用の継続を図りやすい環境を整備し、もって雇用の安定を図るものであることから、当助成金を受給した企業における労働者の継続就業率を目標とする。目標値については、過去の実績を踏まえ設定したもの。</p> <p>②育児を行う労働者の就業継続のための措置である本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価を目標として設定する。目標値については一定の水準のものとして設定。</p>	直轄
95	在宅就業者支援事業	③就職支援型 ⑤環境整備型	在宅ワーカーの再就職に資することを目的として、各種情報提供、相談への対応及びセミナーの開催を行う。	A	25,370	25,230		再就職セミナーを受講した者のうち、「役に立った」と回答した者の割合 90%以上	再就職セミナーを受講した者のうち、「役に立った」と回答した者の割合 90%以上	在宅就業者総合支援事業は在宅ワーカーの再就職に資することが目的であるため、再就職セミナーを受講した者のうち、就職活動の役に立ったと考える者の割合を目標とする。目標値については、平成23年度に初めて設定したが、その際、他の事業における類似の目標等を参考に設定した。今年度は、平成23年度事業の達成状況に基づき、引き続き同程度の水準を目標とすることが適切であると考え、昨年度と同様の水準に設定。	民間団体等

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
96	ポジティブ・アクション推進事業	⑤環境整備型	ポジティブ・アクションについて、均等法の規定の周知徹底・職場における男女間格差解消の必要性の認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や、企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、各企業の男女間格差の「見える化」を推進する。	A	215,354	214,693		<p>①機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90%以上</p> <p>②ポジティブ・アクション取組会議に参加した事業所のうち、「見える化支援ツール」「業種別支援ツール」を含む)の活用について検討しようと考えた事業所の割合 80%以上</p> <p>③情報提供の媒体として使用するためのポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの年度内アクセス件数12万件以上</p> <p>④ポジティブ・アクション実践研修参加者からポジティブ・アクションに取り組む上で、自社の課題や具体的方法がわかり、役に立った旨の評価を得る割合 80%以上</p>	<p>①機会均等推進責任者を選任する事業所のうち、均等推進に向けて具体的な行動を行い、女性労働者の採用拡大やセクシュアルハラスメント対策の強化を含め継続して働き続けることのできる環境を充実、見直しすることとする事業所の割合 90%以上</p> <p>②ポジティブ・アクション取組会議に参加した事業所のうち、「見える化支援ツール」「業種別支援ツール」を含む)の活用について検討しようと考えた事業所の割合 85%以上</p> <p>③情報提供の媒体として使用するためのポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの年度内アクセス件数13万件以上</p>	<p>①本事業は、女性労働者がその能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的としていることから、事業所内で選任された機会均等推進責任者が、その能力を十分に発揮し、継続して働き続けることのできる環境の整備を図ったとする事業所の割合を目標とする。</p> <p>②本事業は、各企業の男女間の実態把握・気づきを推進し、格差解消に向けたポジティブ・アクションの取組を促進することを目的としていることから、ポジティブ・アクション取組会議に参加した事業所のうち、「見える化支援ツール」「業種別支援ツール」を含む)の活用について検討しようと考えた事業所の割合を目標とする。</p> <p>③本事業は、ポジティブ・アクションに取り組もうとする企業に対する国の支援としてサイト上での情報提供を行うことから、サイトへの年間アクセス数を目標とする。</p> <p>各目標値については、過去の実績を踏まえ設定。</p> <p>※ポジティブ・アクション実践研修を平成24年度は実施していないため、「23' 目標」の④は廃止となっている。</p>	直轄、民間団体等
97	均衡待遇・正社員化推進奨励金	①雇用創出型 ②雇用維持型 ④能力開発型 ⑤環境整備型	有期契約労働者及びパートタイム労働者の均衡待遇、正社員への転換を一体的に推進するとともに、短時間正社員を奨励対象として、その普及を図る。		690,200	1,666,200		<p>①奨励金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率90%以上</p> <p>②奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 85%以上</p>	<p>①奨励金の支給対象となった労働者の支給から6ヶ月後の継続就業率90%以上</p> <p>②奨励金が制度導入に有効であったと回答した事業主の割合 90%以上</p>	<p>①パートタイム労働者は、職務内容や能力に見合った待遇になっていない等、納得してその能力を発揮して働くことができない場合も多いことや、正社員に比べて身分が不安定であること等のため、パートタイム労働者等の継続就業を目標とする。</p> <p>目標値については、本事業に整理・統合する前に支給を行っていた短時間労働者均衡待遇推進等助成金の実績に基づき設定。</p> <p>②パートタイム労働者等の継続就業のための措置である本事業内容を効果的に把握する観点から、ユーザー評価を目標とする。</p> <p>目標値については、本事業に整理・統合する前に支給を行っていた短時間労働者均衡待遇推進等助成金の実績に基づき設定。</p>	直轄
98	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業	⑤環境整備型	育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討や、法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等により、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を図る。	C	280,258	63,726		都道府県労働局が行った指導の結果、改善又は改善の意向を示した事業所数90%以上	都道府県労働局が行う集団指導説明会の対象となった事業所のうち、改善又は改善の意向を示した業所数90%以上	<p>本事業は、育児・介護休業法に基づく指導を実施することにより、企業の雇用管理改善を促進し、労働者が仕事と家庭を両立しながら、安心して働き続けられる職場環境の整備を図ることを目的としていることから、指導に対する改善状況を目標とする。</p> <p>目標値については、過去の実績を踏まえ設定。</p>	直轄(一部民間団体等)
99	短時間労働者均衡待遇啓発事業	⑤環境整備型	短時間労働者について正社員等との均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、パートタイム労働法に基づく指導、専門家による相談・援助や職務分析・職務評価の導入支援を行う。	A	349,524	479,411		<p>パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合 90%以上</p> <p>②職務分析・職務評価の導入に係る研修に参加した事業所のうち、職務分析・職務評価の取組について検討しようと考えた事業所の割合 60%以上</p>	<p>①パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合 90%以上</p> <p>②職務分析・職務評価の導入に係る研修に参加した事業所のうち、職務分析・職務評価の取組について検討しようと考えた事業所の割合 60%以上</p>	<p>本事業は、短時間労働者の均衡待遇の確保及び正社員転換を推進することを目的としていることから、</p> <p>①取組の遅れている事業主に対し雇用均等室が実施した助言・指導の結果、是正された割合を目標とする。</p> <p>目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定。</p> <p>②短時間労働者の均衡待遇確保の促進のために有効と考えられる職務分析・職務評価に取り組む意向を示した事業所の割合を目標とする。</p> <p>目標値については、今年度からの事業であるため、平成23年度パートタイム労働者総合実態調査(厚生労働省)結果で、パートタイム労働者の賃金決定の際に職務の内容を考慮していると回答した事業所の割合を踏まえ、それを上回る水準に設定。</p>	直轄

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
100	夜間・土曜日均等法、育介法、パート法等電話相談事業	⑤環境整備型	妊娠・出産、育児休業等の取得等を理由とする解雇その他の不利益取扱いなどの緊急事案に関する相談が増加する中、事業主及び労働者等の抱える問題の早期解決を図ることを目的として、夜間や土曜日に、雇用均等関係法令(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等)に関する相談対応及び情報提供を行う。	A	19,738	19,663		本事業を利用した者から、相談対応及び情報提供の内容について理解を得られた割合 80%	本事業を利用した者から、相談対応及び情報提供の内容について理解を得られた割合 90%以上	夜間や土曜日に相談対応を行うことにより、労働者及び事業主等の抱える問題の早期解決が図られ、結果として就業継続につながる事が期待されることから、ユーザー評価(満足度)を目標として設定する。目標値については、過去の実績を踏まえ設定。	民間団体等
101	女性就業支援全国展開事業	⑤環境整備型	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図れるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。		111,555	97,316		①女性の就業促進のための支援施策に関する相談を受けたことで、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、具体的な成果が得られたとする者の割合 80%以上 ②女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 80%以上	①女性の就業促進のための支援施策に関する相談を受けたことで、セミナー・研修会の企画運営方法や女性が働くこと全般に関する知識・ノウハウの取得など、理解が得られたとする者の割合 90%以上 ②女性の就業促進支援に関するセミナーの受講者のうち、一定期間経過後、「受講したことが実際にセミナー・研修会等の企画運営に役に立った」とする者の割合 90%以上	本事業は、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実を図るため、全国の女性関連施設等に対する相談対応、講師派遣等の支援を行うものであることから、相談対応等の満足度を目標として設定する。目標値については、過去の実績(見込み)を踏まえ設定。	直轄、民間団体等
102	両立支援に関する雇用管理改善事業	⑤環境整備型	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、短時間勤務者や育児休業取得者等に関する処遇等のベストプラクティスの普及等を行うとともに、賃金等の処遇や代替要員の配置等の雇用管理改善に向けたアドバイス等を行う。		320,291	485,114		①両立支援アドバイザーの訪問企業のうち、現状よりも両立支援制度を利用しやすい環境づくりに取り組む意向を示した事業所数80% ②男性の育児休業取得率 前年度以上	①雇用均等指導員(両立担当)の訪問企業のうち、現状よりも両立支援制度を利用しやすい環境づくりに取り組む意向を示した事業所数80% ②男性の育児休業取得率 前年度以上	本事業は仕事と家庭の両立を「実現化」するために、法制度の内容が規定化されるだけでなく、より利用しやすい環境を整備することを目的としていることから、両立支援制度の取組企業数を目標とする。また、男性の育児休業の取得促進に向けて、職場や地域に対する意識啓発等を目的としていることから、男性の育児休業の取得状況を目標とする。目標値については、過去の実績(見込み)を踏まえ設定。	直轄(一部民間団体等)
IV 労働基準局関係					6,865,440	6,770,374					
103	中小企業退職金共済事業費	⑤環境整備型	退職金制度の普及及び退職金水準の向上を図るため、中小企業退職金共済制度への加入あるいは掛金の引上げにともなう事業主負担を軽減する掛金助成を行うとともに、当該制度の永続的かつ安定的な運営を確保するため、確実な業務実施が求められる基幹的業務に係る事務的経費についての補助を行う。	A	6,557,897	6,370,531		① 在籍被共済者数が、前年度を上回る(岩手県、宮城県及び福島県を除く)。 ② 中小企業退職金共済制度加入事業所における自己都合による離職率(脱退率)が、中小企業における一般労働者の自己都合による離職率を下回る。	① 在籍被共済者数が、前年度を上回る(岩手県、宮城県及び福島県を除く)。 ② 中小企業退職金共済制度加入事業所における自己都合による離職率(脱退率)が、中小企業における一般労働者の自己都合による離職率を下回る。	本事業は、掛金助成によって事業主の負担を軽減することにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、退職金制度の確立や退職金水準の向上を図り、これに加えて、中小企業退職金共済制度において確実な業務実施が求められる基幹的業務に対して補助を行うことにより、当該制度の永続的かつ安定的な運営を確保することにより、中小企業労働者について、雇用管理の改善による職場定着促進を図るものである。 このため、本事業については、より多くの中小企業労働者が事業の対象となることが重要であるため、目標として「在籍被共済者数が前年度を上回ること」を、また、中小企業労働者の職場定着促進が図られること目標として「中小企業退職金共済制度加入事業所における一般労働者の自己都合による離職率(脱退率)が中小企業における一般労働者の自己都合による離職率を下回ること。」を設定している。 なお、「在籍被共済者数が前年度を上回ること」については、東日本大震災による被害が大きい岩手県、宮城県及び福島県では、脱退する被共済者数の増加や、新たに加入する被共済者数の減少が見込まれるため、当該3県を除くこととする。	(独)勤労者退職金共済機構
104	独立行政法人勤労者退職金共済機構財形勤定運営費交付金	⑤環境整備型	勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図ることを目的として、持家取得資金の融資等を行うための予算措置を行う。		307,543	399,843		①財形取扱店において借入申込書を受理した日から18日以内に融資の貸付決定を行う。 ②財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、7万件以上とする。 ③リーフレットを5,000か所以上に送付する。	①財形取扱店において借入申込書を受理した日から18日以内に融資の貸付決定を行う。 ②財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、14万件以上とする。 ③リーフレットを5,000か所以上に送付する。	独立行政法人勤労者退職金共済機構の第2期中期目標及び中期計画に基づいて設定。	(独)勤労者退職金共済機構

24' No	事業名	事業類型	事業概要	22' 評価	平成23年度 予算額 (補正後)	平成24年度 予算額	目標管理区分	23' 目標	24' 目標	目標設定の理由	実施主体
V その他											
105	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金・施設整備費補助金	⑤環境整備型	労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することを目的として以下の業務を行う。 ①労働政策についての総合的な調査研究 ②労働政策についての情報収集 ③調査研究結果等の成果普及 ④厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員等に対する研修	A	2,086,489	2,060,679		①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上得ること。 ②プロジェクト研究について、厚生労働省担当部局による評価において、労働政策の企画立案及び実施への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を80%以上得ること。 ③課題研究について、要請元である厚生労働省による評価において、労働政策の企画立案等への貢献等について高い評価を受けた成果の割合を90%以上得ること。 ④調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ⑤情報収集の成果について、白書等への引用等の件数を延べ100件以上とすること。 ⑥研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。	①外部評価を受けた研究成果総数のうち、政策的視点等から高い評価を受けた成果の割合を3分の2以上とすること。 ②厚生労働省からの評価により、政策的インプリケーションに富む等高い評価を受けた成果を成果総数の80%以上とすること。 ③調査研究等の成果について、ニュースレター、メールマガジン読者へのアンケート調査において、80%以上の者から有益であるとの評価を得ること。 ④研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ⑤研修生の所属長に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。	独立行政法人労働政策研究・研修機構の第3期中期目標及び中期計画を単年度ベースに置き換えた数値目標を設定。	独立行政法人労働政策研究・研修機構
106	国際労働関係事業費	⑤環境整備型	国際労働関係事業は、以下の事業を実施する。 ①海外進出等企業労働関係指導者に対するセミナーの実施 ②海外労働事情情報提供事業 ③現地セミナーの実施 ④労使紛争未然防止ネットワーク事業 ⑤労働関係指導者の招へい	A	436,038	419,427		本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合90%以上	本事業により学んだ日本の労働法制及び労使慣行等の雇用安定施策について、本事業の参加者が所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合90%以上	本事業の実施により、我が国の労働法制及び労使慣行等を含む我が国の雇用安定施策を学び、これを所属する労働組合及び企業において、実際に活用する割合を、本事業の有効性の指標とする。	民間団体等
107	個別労働関係紛争対策	⑤環境整備型	①総合労働相談窓口の運営 ②個別労働関係紛争の自主的解決の援助 ③都道府県労働局長による紛争解決の援助 ④統括情報窓口の整備と関係機関のネットワーク化の推進	A	771,031	715,482		紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1か月以内のもの割合 94%以上	紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図り、都道府県労働局長による助言・指導の手續終了件数に占める処理期間1か月以内のもの割合 94%以上	これまで本業務については、景気悪化に伴い助言・指導の申出件数が年々増加する中、ほぼ一定の人員・予算で、同水準の処理の迅速性を確保してきている。これは事業運営の効率化が図られてきたことによるものである。 当制度の利用件数は、今後も同様に高水準で推移することが見込まれることから、同水準の処理の迅速性を確保するためにはさらなる事業運営の効率化が必要である。 したがって、今後とも迅速に紛争解決の促進を図るという観点から、原則として助言・指導の申出から1ヶ月以内での処理を図ることとする。 (数値の根拠)直近のデータ(平成22年度)における助言・指導申出受付件数は前年度比1.1%減少しているが、依然として高水準で推移していることを踏まえ、23年度の目標値と同水準とした。	直轄(一部民間団体等)
108	船員雇用促進対策事業	④能力開発型	船員の雇用の安定に資するため、船員雇用促進センターが行う技能訓練事業に要する経費の補助。	C	146,653	102,657		①技能訓練後の試験合格率 89%以上 ②訓練の内容の分かりやすさ等も踏まえた受講生からのアンケート調査における総合的な満足度 80%以上	①技能訓練後の試験合格率 93%以上 ②訓練の内容の分かりやすさ等も踏まえた受講生からのアンケート調査における総合的な満足度 85%以上	①支援措置の対象となった受講生の知識・能力が向上したことを客観的に把握する観点から、最終試験受験者数に対する試験合格者数の割合を目標として設定し、目標数値については平成18～22年度の5年間分の合格率(98%)を踏まえ、一定程度の水準のものとして設定。 ※これまでの目標は、海技資格取得試験の合格率を、受講者数に対する最終試験合格者数としてきたが、平成22年度には、会社都合で乗船し、最終試験受験を延期する者がいたため、合格率が最終試験受験者数の変動によって影響を受ける結果となった。これを踏まえ、平成24年度の目標は、最終試験受験者数に対する合格率とし、目標値は、一定程度のものとして設定。 ②事業内容が効果的か把握する観点から、受講生の満足度を目標として設定し、目標数値については、前年度の実績を踏まえ、一定程度の水準のものとして設定。	(財)日本船員福利雇用促進センター